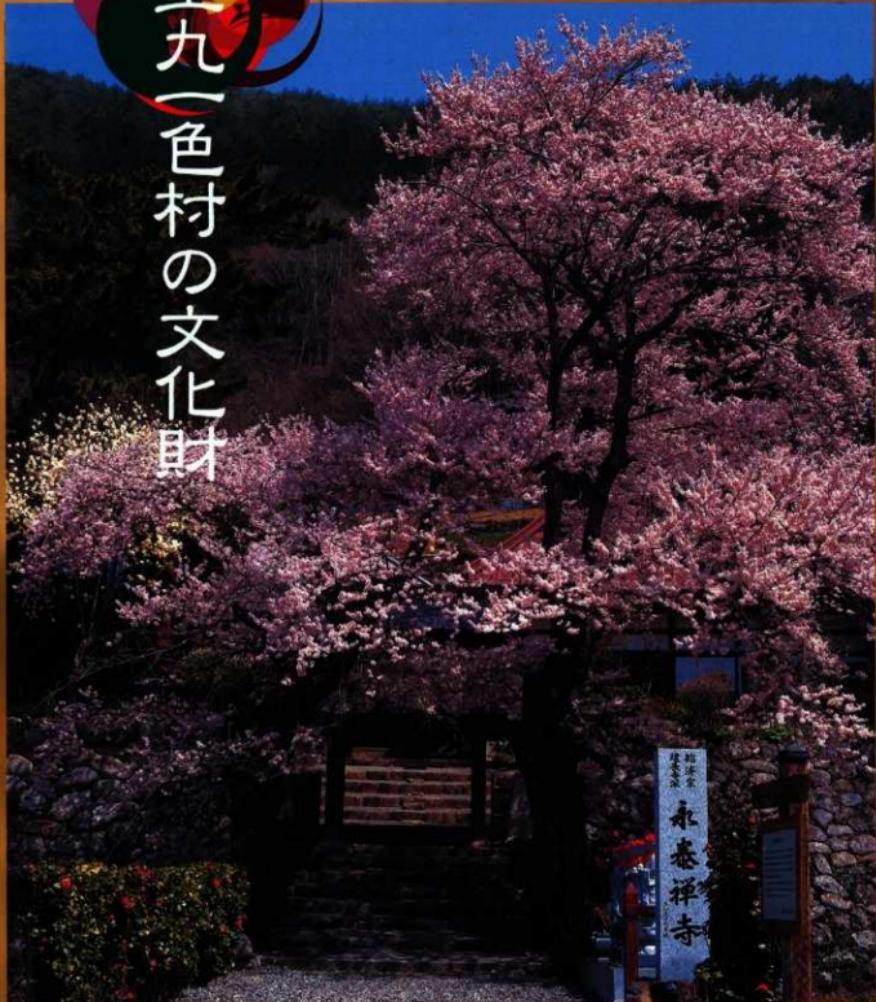




上九一色村の文化財



上九一色村教育委員会



上九一色村の文化財

「上九」色村の文化財」発刊によせて

上九・色村長

小林 實

このたび、「上九・色村の文化財」が、関係各位のご協力によつて見事に完成し、発刊する運びとなりましたことを、村民の皆さまとともに喜びたいと思います。

今回の上九・色村の文化財は全村的な視野に立ち、多くの調査研究資料の中から精選し、編集したもので、長年その道の関係者に待望されていたものに応え得るものであり、村民にとつても好個の文献として迎えられる」と思います。

本村の歴史を見ますと、武田家のものでは「九色菜」としてまた、徳川家からは特別な役目を与えられ手厚く保護され、そのため山間僻地ながらも、早くから数多くの文化の恩恵を受けました。また、富士ヶ嶺地区においては、半世紀にわたる言葉で表現できない苦労と努力により開拓が行われ、現在県内でも有数の酪農地帯としてすばらしい歴史や文化をつくり上げてきました。

「温故知新」ということばのとおり、私たちの生活の上台を築きあげた先人の努力や生活の知恵といつたものを忘れてはいけないのではないかと思います。

上九・色村にはふるさとの良さがたくさんあります。歩み続けてきた先人の遺業、特有の生活文化、人情、風俗など数多くの歴史や文化を忘ることはできません。これらを現在の生活の中に取り入れながら次代へ継承するとともに、輝かしい未来に向け特色ある村づくりに励んでいこう 것입니다。

おりに今回発刊されました文化財冊子が、全村民の「ふるさと上九・色村」への愛着とより深い認識の涵養に役立ち、またと得難い文化財の保護と活用への手引きとなり、豊かな郷土づくりと文化的な生活を営む上の糧となることを心から祈念して、発刊にあたっての「あいさつ」といたします。

「文化財冊子の発刊」にあたつて

上九一色村教育委員会教育長 江川 透

故郷のもつ貴重な文化財をはじめ、国、県、村指定のものなど数多くの文化財を持ちながら、これを二巻にまとめたものはなく、このたび、まとめて「上九一色村の文化財」として発刊し、村内の各戸をはじめ関係機関へお届け出来るは、「びとなりましたことを、村民の皆様とともに喜びたく思います。

文化財は、歴史とともに生まれ、育まれて、今日に継承されました。私たちにとって、重要な財産であります。また、歴史や文化を理解するために欠くことのできないものであり、将来的文化の向上発展にとって、その基礎となるものであります。

これらの文化的遺産は、保存するばかりでなく、これを現代に生かすための普及活用も大切なとともに思います。

時代は流れて高度経済成長から低位安定成長へ、使い捨てるから資源へ、物の豊かさから心の豊かさへ、それに対応する「つとしてこそ生まれ育つた、ふるさとや、文化を見直し、そこに先人が残してくれた貴い文化財が教えてくれるものを使うべきでしよう。

冊子の発刊にあたり長年ご尽力をいただきました文化財審議委員、文化財保護活用協議会委員の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げるとともに、この冊子が多く人々に活用され、ふるさと上九一色への愛着と認識が深まるることを期待申し上げ、発刊によせることばといたします。

上九一色村の文化財 目次

ごあいさつ

上九一色村の文化財一覧

建造物

山神社本殿 [村] 8

諏訪神社本殿 [村] 8

永泰寺积迦堂 [村] 10

旧上九一色郵便局 [国登文] 12

絵画

絹本着色役小角像図 (永泰寺) 16

紙本着色西達磨像図 (永泰寺) 18

紙本着色夢窓国師像図 (永泰寺) 20

紙本着色出山积迦堂図 (永泰寺) 22

紙本着色涅槃図 (永泰寺) 24

絹本着色十六善神像図 (耕念寺) 26

木造积迦如来立像 (永泰寺) [県] 28

木造阿弥陀如来坐像 (江岸寺) 30

伝木造聖観音坐像 (竜泉寺) 32

木造竜泉寺開山像 (竜泉寺) 34

木造延命地藏菩薩立像 (竜泉寺) 36

彫刻

版本大般若經 (耕念寺) (廬長慶寺) 38

武田家朱印状 (所蔵光行) (小林ヒロエ方) 40

武田家朱印状 (官道喜出) (小林ヒロエ方) 42

6





徳川家朱印状	(小林ヒロエ方)	44
武田晴信感状	(波辺利己方)	46
武田家朱印状	(波辺利己方)	48
諸商免役免許鑑札	(土橋高志方)	50
キリシタン禁制高札	(本柄)	52
工芸品			
吉祥寺喚鐘	(吉祥寺)	54
石造物			
山神社宝篋印塔	[村]	
吉祥寺万葉塔	[村]	
無形民俗文化財			
本柄の公家行列	60	
本柄六斎念仏	[村]	
史跡			
本柄の城山	62	
本柄石塁	58	
本柄口留番所跡	56	
古間口留番所跡	58	
土橋大蔵の石廟	[村]	
渡辺囚獄佑の墓	[村]	
天然記念物			
富岳風穴	[国]	
本柄風穴	[国]	
富士巖穴	[国]	
精進の大スギ	[国] (諏訪神社の大杉) [村]	
富士山原始林	[国]	

あとがき





山神社本殿

やまじんじやほんでん

上九一色村指定有形文化財

本 案

①



山神社の創建の時期は定かではないが、同社は甲斐国境の地に位置し、国境警護の神として昔から歴代武将の崇敬が厚い。春季例祭に行われる大名列(公家行列)は江戸時代からの形を承継し、富士信仰の親神、地元林業従事者の守護神として崇められている。

同社本殿は、一間社入母屋造り檜皮葺の建物である。正面中央に唐破風付き押肘を設ける。身合は円柱で、四面に縦長押。内法長押をまわし、頭貫を通して通す。柱上は三手先の詰組とし、軒は二軒破垂木で、破風には燕懸魚をかける。

身合正面は、小脇板構えとし、扉は金銅金具付き両開き板戸、側・背面は横板張りとする。正面と側面に擬宝珠高欄付き袖縁をめぐらし後端には脇障子を設ける。正面に木階五級を設け、階段下には浜床を備える。

箱棟造りの大棟側面には菊花を、前面鬼板には鬼面を配し、正面に向拝唐破風の兎毛通には鶴を彫刻する。(なお、朱塗りの当欄および脇障子部分は後補である。)

所載される二枚の棟札の記載によつて、現本殿は宝曆五年(一七五五)に再建され、天明二年(一七八二)に彩色修復が行われたものであることが知れ、本殿の建築手法はその時代を物語つている。

上九一色村には、江戸後期建立の建造物として精進の諏訪神社本殿があるが、山神社本殿は、その諏訪神社本殿に見られる、彫刻意匠が廻舞し、全体が装飾過多に陥る直前の建物の代表作である。簡素で落ち着いた趣が残っていて、古闘の永泰寺釈迦堂とならび、十八世紀中葉の時代特徴を備えた貴重な遺構といえる。

上九一色村指定有形文化財である。(平成十三年十一月十二日指定。)



諏訪神社本殿

すわじんじゃほんでん

上九一色村指定有形文化財

精進

②



諏訪神社の創立は古く、その創立年代は定かではない。しかし、境内には樹齢約千二百年を越える国指定天然記念物「精進の大スギ」があり、同社が古い時代から「地の中心であった」とことが知れる。古い時代より中道往還から駿河の国境鎮護の神として、歴代國主よりの崇敬がさわめて厚かつたといわれている。

本殿は、一間社流れ造り神蓋の建物である。正面中央に軒唐破風付き向拝を設けた建築で、身舎正面には両開き棧唐戸をうり込み、側・背面は板壁、正面側面に高欄付き桟縁をめぐらし、側面後端に脇障子を設ける。

一間の向拝は前面を唐破風とし、身舎と向拝とを漆老紅葉で結び、正面に昇り高欄付き木階五級を設け、前に浜床を備える。

諏訪神社本殿の特徴は建築意匠にあるといえる。構造材を含むあらゆる細部に隨所に施された装飾彫刻はきわめて多彩である。その素材は、動植物から中国の故事に至るまで多岐にわたり、意匠も華麗で、その彫法も精巧で細やかであり、彫技も優れたものを感じられる。

所蔵される棟札の記載によれば、天保十四年（一八四三）に再建されたものであることがわかるが、その時期はちょうど、彫刻意匠が一世を風靡し、建物の様式が装飾過多に陥りつづいた時期である。諏訪神社本殿は、その江戸後期から幕末時代の裝飾過多の風潮を受け入れづ、その時代を超えた風格と美術性を兼備したみえたえるある建造物として貴重な存在といえる。上九一色村には、他にこの期の建造物が存在しないことからも、その稀少価値的存在意義もまた高い。

本殿は覆屋（ひびきや）明治三十九年（一九〇六）で覆われている。覆屋によつて保護されていたためか毀損が少なく保存状態も良好で、建造当初の旧態を留めているのは喜ばしい。

上九一色村指定有形文化財である。（平成十三年十一月十二日指定）



永泰寺釈迦堂

えいたいしゃかどう

上九一色村指定有形文化財

古
闕

3



現釈迦堂は、法堂に接して南面して建っている。正面三間、側面四間、四周に切目縁を回らす。入母屋造り、妻入り、向拝一間の建造物である。屋根は茅葺きであったが、昭和三十五年（一九六〇）の台風で破損以後現在の鉄板葺きに改められた。

梁間四間のうち正面側奥行一間を外陣、次の二間を内陣、背面の一間を内々陣とし、その内々陣中央須弥壇上扇子内に釈迦如来立像を安置する。

組物は板支輪を持つ出組用い、来迎柱の上では二手先長肘木の組物を用いている。朱を主体とした彩色が多用され、向拝上部の幕脛・手挟・内外陣の境の欄間・来迎柱・木鼻などの彫刻によじて莊嚴されている。

現釈迦堂は、同寺第十三世庭宗代の寛延四年（一七五二）、大工棟梁東河内の七郎左衛門によって建立されたものであり、建築各部の彫刻や木鼻の渦巻き文様などに、建築の時代特徴が見てとれる。釈迦堂は法堂とともに、明治二十二年（一八八九）、山崩れの災害にあい半壊しその後修復したとされる。その折の改修によるものが、来迎柱回りや側面開口部にわざかながら改修の跡が認められる。

本稿の山神社本殿とともに、上九一色村において数少ない江戸中期後期建立の建造物として貴重な存在である。

上九一色村指定有形文化財である。（昭和六十年三月三十日指定）



鬼瓦や玄関の庇の軒下飾りなど、至る所に表示された「丁」のマークの意匠がおもしろく、また興味深い。



旧上九一色郵便局

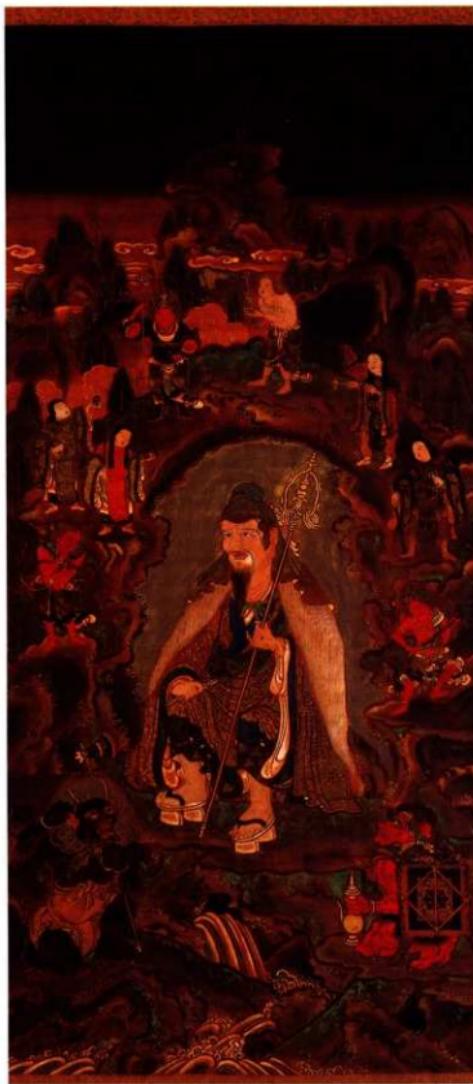
きゅうかみくいしき
ゆうびんきょく

国指定登録有形文化財

古
聞

4





絹本着色役小角像図

けんほんちゃんくしょく
えんのおづめそうす

永泰寺所蔵 古闕

5



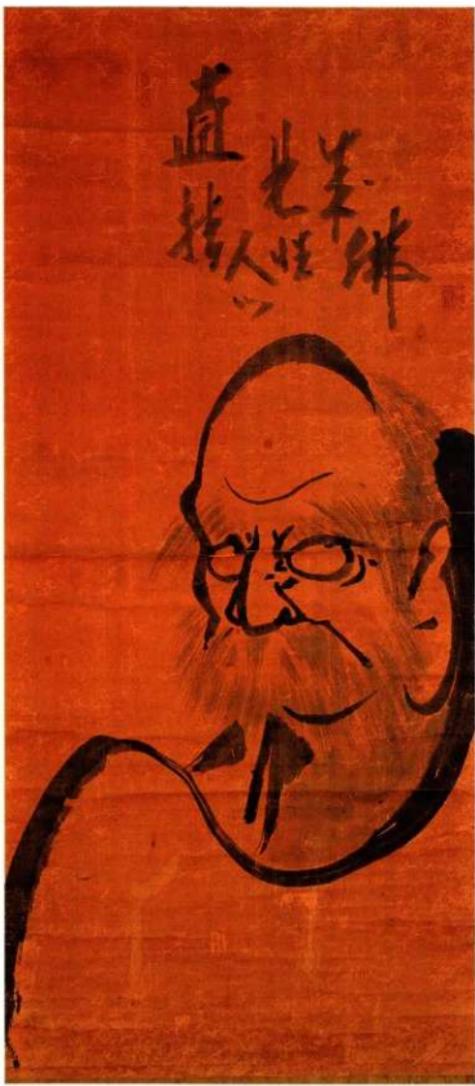
役小角は役行者ともい、白鳳時代の末に奈良・葛城山に住み、呪術をもつて知られた行者である。文武三年(六九九)、人を惑わすとの讃言によって伊豆に流された。平安時代修驗道が形成される過程で理想化され、修驗道の開祖となる。修驗道とは、険しい山をよじ登って苦行を重ね、その力によって祝願力を高めようとする密教的山岳信仰である。前鬼、後鬼を従えた役行者像は、鎌倉時代以降多数つくられるようになり、その信仰はずっと後世まで続いている。

県内にも、優れた役行者彫像がいくつがある。円乗寺(中道町)、大善寺(藤沼町)、光福寺(甲府市)の木造彫像などがそれで、なかでも円乗寺の「木造役行者及び二鬼像(重要文化財)」は日本では最古の十二世紀末の作とされる。その彫像を祀る七覺の円乗寺は、大宝元年(701)役行者開基の寺と伝えられ、富士登山の道は円乗寺から開かれたといわれている。役行者は円乗寺を出立、迦葉、阿難の坂を越え、精進湖で沐浴薬舎、富士山の御室に達したとい。その道すがらの中道往還筋の古間永泰寺に、役行者彫像があるのもうなづける気がする。

永泰寺の画像は、雲の上にそびえる雲鷲山を背景とした幽谷の岩座に腰かけ、頭巾を被り、顎鬚を垂れ、左手に錫杖、右手に独鉢をとり、高下駄をはき、長袖に袈裟をつけ、蓑をかけた、通途の役行者の姿である。斧を抱ぎ背に髪を負う前鬼を右に、左手に瓶を持した後鬼を左に従え、岩窟の周囲には後又や童子らが配されるが、この前鬼・後鬼こそ、伝承にいう役行者に従う夫婦・善童鬼・妙童鬼に擬したものである。

軸装された画像の画面は、縦一二一〇センチメートル 横幅五七〇センチメートルと計測され、この画像は、墨彩筆(注)との伝承を持つ。その真否は定かではないが、細やかな技法による彩色豊かな墨迹画であり、制作の時期は室町時代か。彫像はともかく、画像は比較的少ないなかにあって、貴重な画像といえる。

(注) [紹本] 紹本に書いた吉原氏に古かれたるものを「紹本」といふ。「絹本」とは絹をうける、形容の意。
〔参考〕 室町時代初期の両家、東相寺の西側古山明夫(毛利元向)の弟子、大藏經寺(源氏圖)(石和町・重要文化財)はその筆とさされている。



紙本墨画達磨像図

しほんぼくが
たるまさうず

木泰寺所蔵 古闊

6



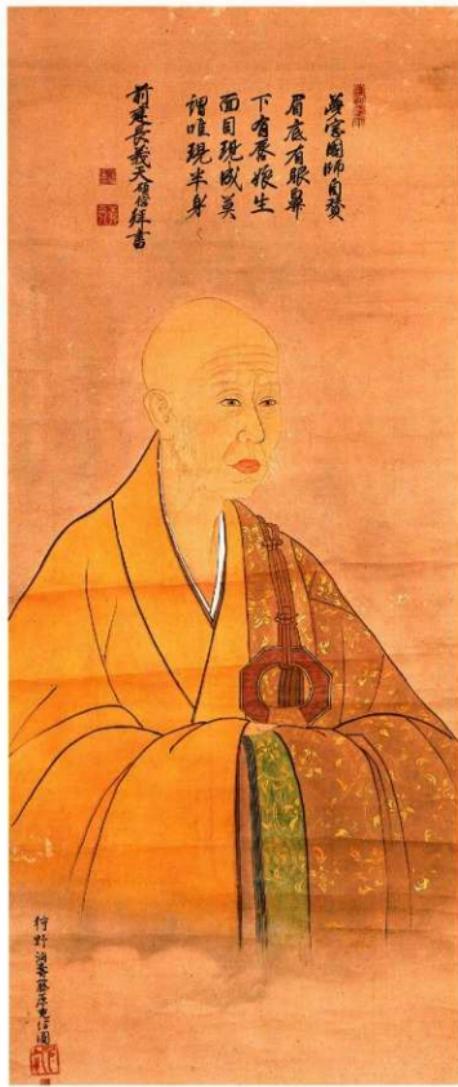
永泰寺に一幅の達磨像図が秘蔵されている。法量は、縦一三〇・〇センチメートル 横幅五八・七センチメートル。軸装の巻絹部分に、「墨書き注」と認められ、白隠直筆のものとされている。いかにも道耕画法(みちのこうが)にふさわしく、余分の線はまったく省き、必要最小限の描線による極端な減筆のなかに、独自の手法をもつて達磨大師の面構えと存在感を描き上げ、精神性高い画像となっている。

画像の上に「直指人心 見性成仏」と独特の筆致の墨書きがなされている。これは禪宗の悟道を示す言葉である。座禅によつて自分の本来の心性を徹見すれば、それすなわち仏の情りにほかならないと説くのである。

白隠慧鶴(しらいん けいづる)(六八五九—一七六八)。近世禪史上最高の高僧である。日本臨済禪中興の祖といわれる。白隠は、各地で禪を講じ、精力的に禪の教化に尽くす。やさしい言葉と解説で禪を説き、難解な禪の教えを広く人びとに開放し、禪の日本化と民衆化などを推進、臨済禪の革新と復興を成し遂げる。白隠を慕つて参する僧はあとを絶たず、多くの追材を輩出し、現在の日本臨済禪のはんどんと全部が白隠の法系に属しているといわれている。白隠はまだ、自ら描いた絵で人びとに説法をしたことで知られ、その筆は自由闊達な運びをみせ、絵画においても独自の画風を確立していたといわれている。

永泰寺画像と同種類型に属する白隠の達磨画像が、惠林寺(富山市)・同市指定文化財)や円蔵院(南部町・同町指定文化財)に所蔵されている。永泰寺画像は、それら各寺所在の名画に十分比肩し得る傑品といえる。

(注1) 墓には「達磨像 日和田直筆 天明二年四月廿六日東京葬之 時五十九才。大正七・八年春現住吉忠改口ス」
(注2) 「道耕畫」 仏教や道教で説く超自然的な神々あるいは霊體の写真などを描いたもの。揮家で多く用いる。





(注1) [寿像] 存命中につくっておく人の像。

(注3) 「跋歌」書画になされた筆者の署名や印。

夢窓国師は水寺寺の開山とされている。説は砾石。鎌倉・南北朝時代に生きた臨済宗の傑出した高僧である。國師と永泰寺とのかかわりは「永泰寺祖迦堂」の項でもふれた。甲斐のとかかわりは深く、九歳の時甲斐の半塙山寺(現駿崎市川大門町)で出家したといわれ、惠林寺(鬼山市)、清白寺(山梨市)、法泉寺(甲府市)などの開山でもある。「ほづこ」後醍醐天皇をはじめ七代の天皇から国師号を受け、「七朝の帝師」といわれている。五山文学の中心であり、造園に優れた才能を發揮し、各地に夢窓の造った名庭が残る。

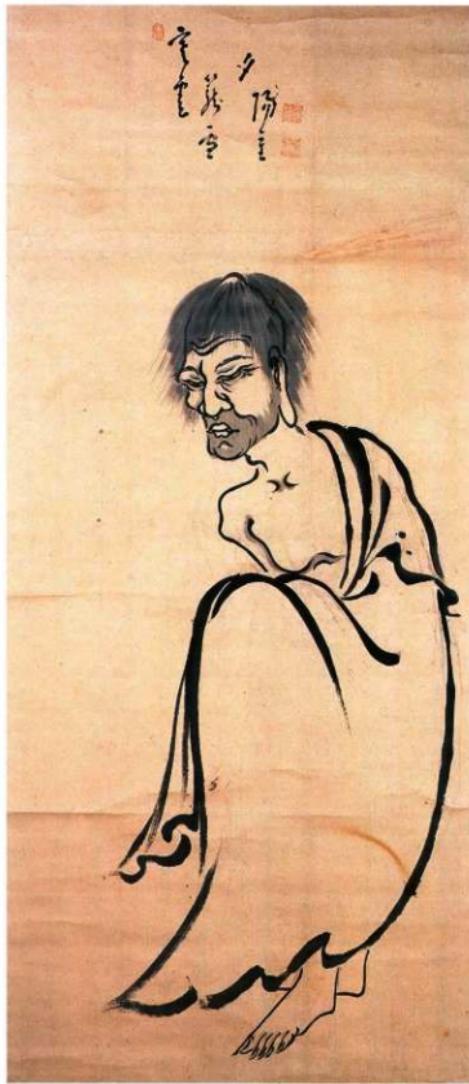
永寺寺にその夢窓国師の頂相画一軸が保管されている。頂相とは釋宗の高僧の肖像をいふ。禅宗では、筆が弟子に伝法の証として自賛の画像を与える。寿像(すじやう)であるのは当然であるが、なかには没後につくられるものもあり、この画像は後者に属する。落款(らくきゆ)により、筆者は狩野洞蘿藤原克信と知れる。洞蘿は、祖父洞蘿元・父洞蘿ともい、よく狩野派五世法眼風雲庵の画法を学んだ江戸中期の画家である。画面上部の簪は、夢窓国師にゆかりある建長寺第一九六世義天頤信によつて、同師の自賛が揮写されたものであることが知られる。寺伝によると、この頂相は、法堂焼失後の再建落成供養時の宝暦二年(一七五二)頃に描かれたものとされてゐる。国師は親応二年(一三五二)の入寂であるから、おそらく国師の二百年遠忌法要の追慕像として描かれたものではあるまい。

国師の頂相画は全国的に数多く存在し、天竜守本以下現在十幅近くが重要文化財に指定されている。また頂相彫刻も多く、鎌倉稲葉寺像重要文化財などが著名であるが、県内でも、古長禅寺像(甲西町)重要文化財(以下日本寺、去良寺、善光寺等)なども含め重要なものが多い。

両袖を合わせるように手を組み、右手をわざわざに合わせた袖の間からぞかせ、鼻下がやや長く、肩がなんだらかに下がった世にいう「夢窓の撫で肩」に描かれた国師の半身像は、静かに前方を見つめる慈愛あふれる面長な顔立ちとともに、いかにも国師の人格をはじめさせてやさしい情感に満ちている。

掛軸装され、法量は、縦一三三・五センチメートル

横五七・〇センチメートル。秀作である



紙本墨書き出山釈迦図

しほんぼくしょ
しゅっさんしゃかず

水泰寺所蔵 古圖

B



「出山釈迦図」とは、六年の苦行ののち、さざらに独自の道を求めて雪山を出る釈迦の画像である。

私達の生涯の各事跡はいつの時代にあっても格好の画題であったといえる。室町時代以降仏教絵画が生命力を失いかけた時でも、「苦行釈迦」や「出山釈迦」といったテーマは、禅僧や水墨画家によつて、様々な形で国像の規範を越え、自らの解釈と想像力にもとづいて描きつけられてきた。永泰寺の画像もその例にもれない。この

画像を描いたのは禅僧達磨である。達磨元庵（げんあん）（七、七一八九、東福円基（とうふくいんき）（七二二一九二）とともに白隱の高弟である。「大器達磨、微細東窟」と称され、白隱門下の四天王の一人とされる。生来奔放不羈で、酒をよくなく愛し、世にてらわす悠々自適し、自ら「醉翁」と号したが後陣の言に従つて字を「達磨」とした。風格の人である。画家池大雅とも親交があり、書画の道にも秀でていたといわれる。

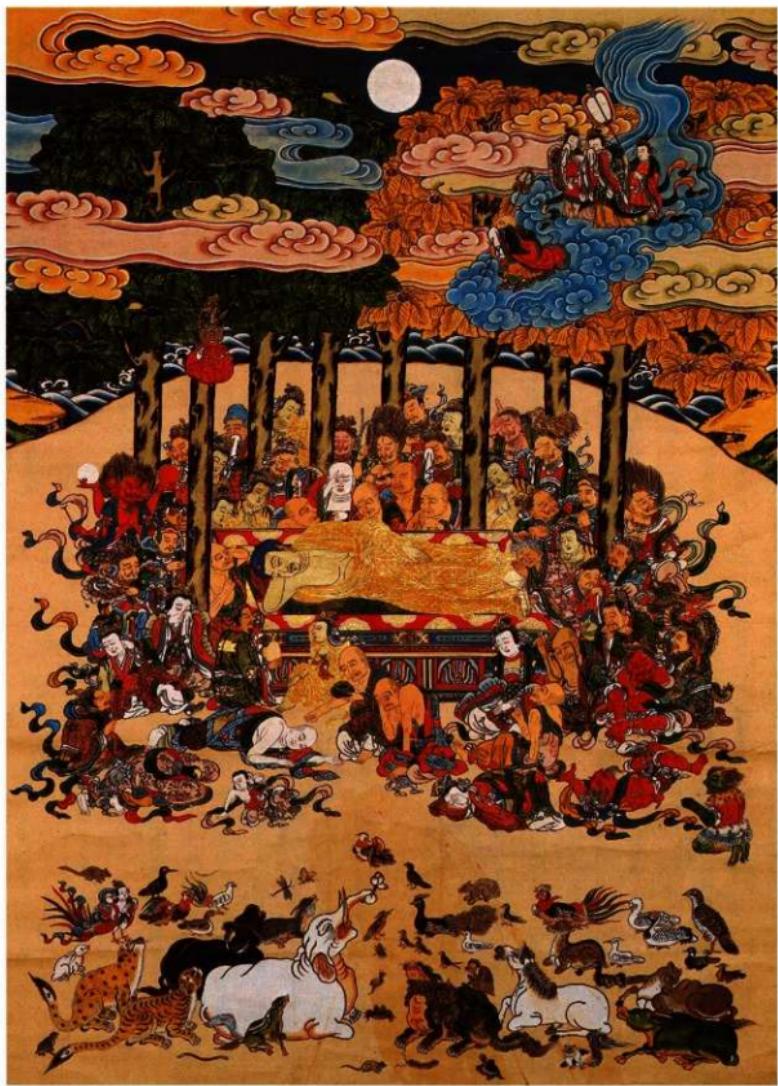
達磨は、自己の想いや生き様を「出山釈迦」に仮託して描いたに違いない。瘦せさらばえた胸や腕、のびた髪や頭、突き出た鬚、落ち込んだ頬、視点を失ったうつな眼差し、苦行する一人の人間の姿がそこにある。

一切の無駄を省略した簡潔な筆致のなかで、丸味を帯びた線描で描かれた衣の線、細く角張った肉身部の線などが鋭く対照して、出山釈迦の姿により一層の悲壮感が加わり、憔悴し絶望する釈迦の姿は見る者の心に迫ってくる。描かれているのは苦行の釈迦であり、同時にそれは苦煩する達磨である。人はそこに達磨の心を感じる。西黄として「寒雲蠶雪夕陽重」とある。「寒雲、雪を籠めて夕陽重し」である。雪の降る黄昏は実に暗澹とし、雪の夜は陰鬱で暗い。その重苦しく鬱屈した迷いの心こそ達磨の心である。

黄末尾の姓名印に「元庵」と、雅号に「浮舟社多」とある。

軸装の巻箱に墨書きが認められる。その記載により、本画像は法堂焼失後の再建落慶時の宝曆初期（一七五二）頃、別項「夢窓国師画像」などとともに供養されたものであることが知れる。

法量は、縦一三五・〇センチメートル 横幅五七・〇センチメートル 計測される。



紙本著色涅槃図

しほんちゃんくしょく
ねはんす

永泰寺所蔵 古闇

9



涅槃の臨終の情景を主題とした絵画を「仏涅槃図」といへ、「般にこれを『涅槃図』といふ。日本の各寺院では宗派を問わず、涅槃を滅の二月十五日に涅槃会(常樂会)を営む。涅槃図はその際本尊として祀られるので人びとによく知られている。

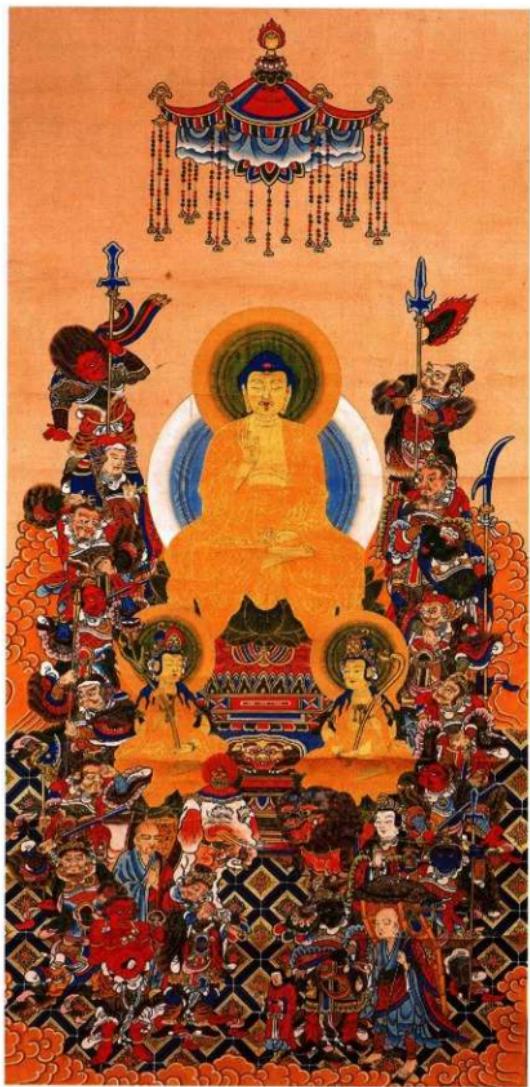
涅槃図には平安時代以後すぐれた作が多く、県下では室町時代作の大藏經寺本(石和町重要文化財)などが名高い。

涅槃図には二つの形式がある。第一形式は、画面が正方形ないしは横長で、釈迦を足元の方(右側)から見えた構図であり、第二形式は、画面が縱長で、釈迦を頭の方(左側)からとらえた構図となっている。第二形式が時代的に新しく、永泰寺本は後者に属する。

画面中央の宝台上に、右手枕し目を閉じ、頭北面西右脇臥(うしろよひ)頭を北に、顎を西に向け、右膝を下にして、体をやや曲げて横たわる皆金色の釈迦。その周囲に菩薩や弟子をはじめ多くの会衆が悲しい表情で描かれ、その下方に、大小さまざまな動物たちが涅槃の釈迦を見上げる図柄である。宝台周囲に四双八本の沙羅双樹(しゃらじゆじゆ)が四株四葉(よし)四本が枯れ、四本が茂る)の姿で描かれ、白波の立つ跋嘎河(ばっかが)が弧を描くようにその向こう側に望める。上方に、阿那律(あならい)根陀(こんだ)の徒弟(しゆ)に導かれた摩耶夫人(まやふじん)・釈迦(しゃか)の生母(おやこ)の一行が雲に乗って来る姿が動的に描かれ、その左上、画面中央最上部の雲間に二月十五日の満月が輝く。かくして会衆は總勢五十人、動物は全部で五十二匹が描かれている。動物の数は、時代が下がるにつれて種類も數も増加し、日本の動物が多くなるといわれている。

裏面の墨書きによれば、明和三年(七六六)永泰寺第十四世東崖代(とうがいだい)、平川・古閑・入野集落の檀越の人びとによて供養されたものであることが知られる。

会衆や動物たちの姿にはそれほど過度な誇張は感じられず、喧嘩よりも比較的少なく、画面は明るく多彩で鮮やかである。美術的評価はともかくとして、毀損も少なく、補修の跡も見当らず、江戸末期作の貴重な宗教画の一つといえる。掛軸表され、法量は縦二尺八寸七セシメ丈一トル 横幅九尺三寸七セシメ丈一トルと計測される。



絵本著色十六善神像図

けんほんちやくしょく
じゅうろくぜんじゆうず

精念寺所蔵 古聞

10



十六善神は、「大般若經」を守護する十六の夜叉神で、十六神王・十六夜叉神・般若(守護)・十六善神・耕迦
十六善神ともいいう。

鎌倉時代以降多くの仏画として描かれ、大般若經の転写(転写)に際し本尊として祀られる。

釈迦如来に十六善神を配した画像を釈迦・十六善神と呼び、釈迦三尊(釈迦如来・文殊菩薩・普賢菩薩・般若菩薩)を中心として、般若(般若經)を求める常啼菩薩、般若(般若經)を教えた法開菩薩、さらばに、大般若經を中国に譲り翻訳した玄奘三藏と、渡印を護持した深沙大将を加え、その左右に十六善神を配した図が最もと多い。

耕念寺本も通例にもれず、二重円光を背に説法印を結んで結跏趺坐(けつがふざく)する釈迦如来を中心に、その左右前面に如意を持つ文殊・蓮華を捧げ持つ普賢の二菩薩、その前に、ともに合掌して座す常啼・法開の二菩薩・梵天・帝釋天の二天・広目天・多聞天・增長天・持國天の四天をはじめ、神将・鬼神の十二菩薩を左右対称に配置した図柄である。

画面は縦一九五センチメートル、横幅五九〇センチメートルと計測され、裏書ならびに精書きの記載により天明三年(一七八三)長慶寺快岩和尚の代の作と知れる。保存状態が良く破損箇所も見当たらず、中央阿弥陀三尊は金色をもつて、他の二菩薩・玄奘三藏・深沙大將以下二天・四天をはじめ四層の十六善神も、姿態・相貌・持物・衣文に至るまで精緻(せいち)・赤黄白緑・肌色と多彩かつ細密に描き出され、天蓋・台座とともにその表現は明るく、装飾過多(せうせきくわだ)的ではあるが華麗な両像といえる。

別項に記載した長慶寺旧蔵「版本大般若經」と一具のものと考えられる。

(注一) 「長慶」 大般若經六百巻は、大なるため全巻を運ぶ「長慶」は行なわず、巻書の経題と説行を読み、経も巻子から折本に改表

(注二) 「點脚法生」 左右の足の甲とそれぞれ反対の足の脛の上に乗せて足を組む。いわゆる「座禅」の時の座り方。



木造釈迦如来立像

もくそうしゃかによい
りゅうぞう

県指定有形文化財

永泰寺所蔵 古間

11

水泰寺釈迦堂に清涼寺式釈迦如来立像が祀られている。清涼寺式釈迦堂とは、京都嵯峨の清涼寺の仏堂に持ち帰ったのが今からちょうど千年前である。その後、その像が清涼寺に安置され、清涼寺式釈迦堂として盛行し、模刻像が日本各地に流布するに至る。

奈良東大寺の僧窟然九三八一〇一六が、中国から印度伝来の釈迦如来像を日本に持ち帰ったのが今からちょうど一千年前である。その後、その像が清涼寺に安置され、清涼寺式釈迦堂として盛行し、模刻像が日本各地に流布するに至る。水泰寺釈迦如来立像もそのうちの一軒といえる。

桧材寄木造り、彫眼、首の付根で柄差し、本軸前後矧ぎ、両肩矧ぎ、両足別材の像高九七・六センチメートルの立像である。水晶の白毫、内臍珠を嵌入し、瓜実頭の額立ちに切れ長の目、高い鼻筋と、異国的な光明をたどよわせ、左手与願、右手施無畏の印注しを立てて立つ。通例の釈迦如来像とまったく異相のこの立像は、螺旋もまた縄文状の渦文式である。納衣も「偏袒右肩」ではなく、「左肩」であり、首のあたりを中心同心円的に体にびたりと衣をまとつ。袈裟は細かく規則的に波紋のように広がつて全身を包み、流れのような衣文線は巧妙で美しい。両下膝の柄杓文も細微で美しく、衣文の流れに沿つて鮮やかな刀真も見事といえる。口唇に朱彩が残り、頭髪に辟髪をほどこすほかは全体が無地で、衣文の稜線に細やかな裁金を設き、両足間の二字形の中央部から下方に向かつて長いケガの電光形の裁金数条を配する。さらに両肩前寄り、腹部・両脇の五箇所の裁金で描かれた精巧典雅で美麗な五相華円文は秀麗な趣があり、拝する者の目を奪う。

光背、台座は江戸時代の補作であり、右足先や右手首先も後補であるが、全体的によく旧態をとどめ、制作の時期は、鎌倉時代末期の頃と推定される。県下に二軒のみとされ清涼寺式釈迦如来立像中の秀作であり、異国的な流水紋の納衣をまとう美しい釈迦立像として名高く、県の有形文化財指定を受けている。

(注) 「偏袒右肩」は「右手を屈め、掌を正面に向ける、それと左は正面の意思である。」「左肩」は「左手の掌を正面に向かっておさむ意思を表す。」



色村の有形文化財・彫刻



木造阿弥陀如来坐像

もくぞうあみだにょらい
さそう

江岸寺所蔵 本 柄

12



江岸寺は、精進の竜泉寺と同じく上曾根(中道町)竜華院の本寺であり、中道往還を通じて伝播した仏教伝道の跡をうかがい知ることができる。

江岸寺の開創は、中世末期の武田氏の治下、甲駿国境防備のため要衝のこの地に寺を造営し、武器を備えて武将の詰所としたのに始まる伝承され、「甲斐国志」は、同寺開基を渡辺因彌佑としている。元本栖湖畔にあったが、民家より低い位置にあたため江戸末期の頃、高燃の現在の地に移築されたと伝えられる。

同寺の本尊木造阿弥陀如来坐像は、桧材の内側りのある寄木造り、插首の坐像である。玉眼を嵌入し、偏袒右肩に納衣をまとめて輪光背を背にして、上品下生の印をとうて台座の上に結跏趺坐する。白毫はあるが、肉髻珠は失われて今は無い。複雑な木寄せの牀幹部肩先に別材を焼き、膝前・臂・手首は別材である。

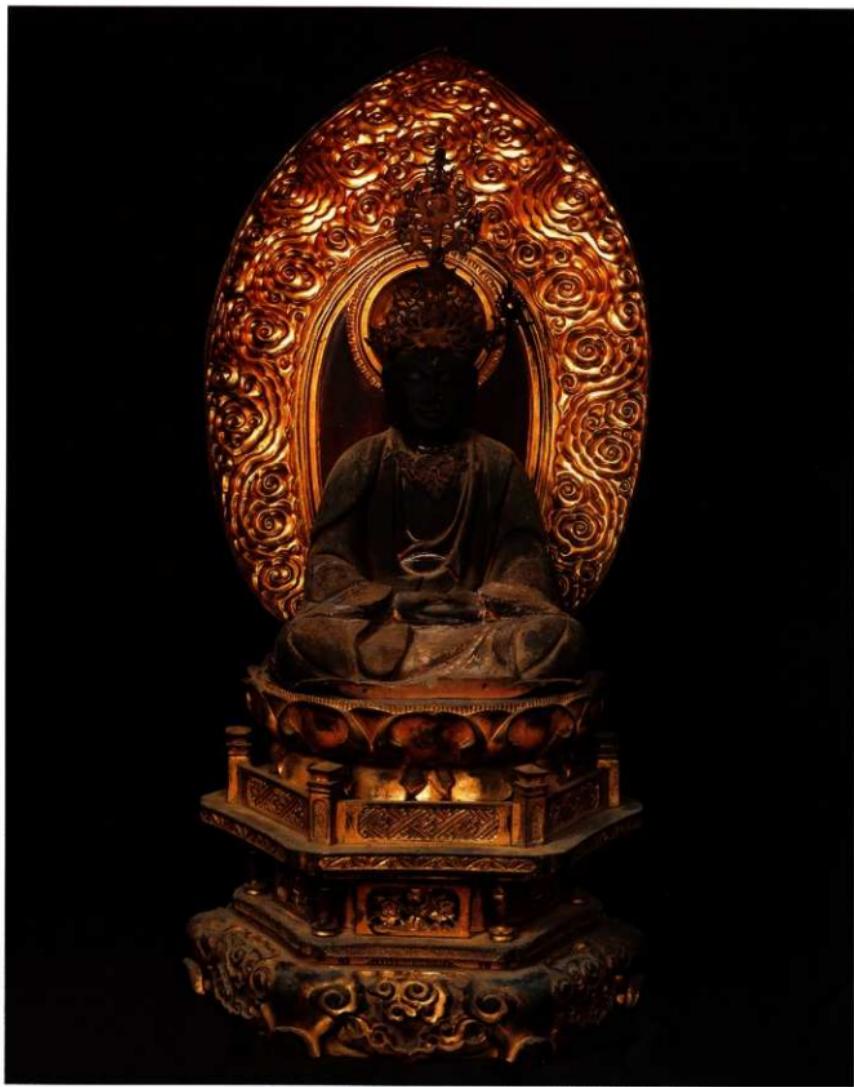
切れ長な伏し目がちな眼差し、形よい眉、すっきりとおる鼻筋、結ばれた唇、その面貌はやさしい慈顔といえ、同時にそれは、静かに瞑想する仏の顔でもある。細やかに切り詰められた頭部の螺髮、上品下生印をとる両腕両手首とその先のしなやかで繊細な指先、両肩から両腕にかけ、また、胸元から膝前にかけて優美に流れれる衣文の線と、随所に卓越した制作者の技量の程が表現され、丹念な技法駆使の跡が望める。

後世の修復により美術性が害なわれた部分が一部あるのが惜しまれるが、低く平らな肉髻と地髪部注の形態、流麗な衣文の彫法などに制作の時代が感じられ、光背、台座も造顯当初からのものであり、作風から推測すると、造顯の時期は室町期は下らないと思われる。秀作であり、貴重な尊像といえる。

像高は坐高三三・〇七センチメートルと計測される。

なお、本坐像は黒漆塗り、木瓜形容子内に納められて安置されているが、尊像や光背・台座の所々の矧付けが離れ、彩色の剥離箇所も見当たり、早急修復の必要性が感じられる。

(注) 「内装法」がある。水晶に參照してはめる場合が多い。



伝木造聖観音坐像

でんもくぞう
しょうかんのんざぞう

竜泉寺所蔵 精進

13



竜泉寺は上曾根(中道町)竜華院の末寺という。甲府から上曾根を過ぎ、右左口から遡(の)り来る坂を越え、駿河ヶ岳を右に仰ぎながら阿難(あにん)女坂を越えて精進湖に至る往古からの古道、中道往還が果たした文化交流の歴史や仏教伝道の経路が偲ばれる。

竜泉寺法堂須弥壇に本尊として安置される坐像は像高三三・三センチメートル、桧材の寄木造り、玉眼嵌入の彩色像である。天冠台に金剛製の宝冠をいたなき、胸に暖堵(ぬいど)を飾り、通肩に納衣をまとい、蓮華座上に結跏趺坐する。一見菩薩坐像と見紛うが、膝前に組んだ禪定印(ぜんじゆういん)により宝冠祇迦羅(ぼうかんぎかり)迦羅(かり)如来坐像であると知れる。この種の宝冠祇迦羅坐像は揮利(けり)の本尊として時折拝され、なかでも天目山棲雲寺(天和村)の宝冠祇迦羅如来は印光(いんこう)師の手による優作として名高く、竜泉寺の本寺竜華院本尊堂内色、竜華院の末寺慈照寺(本尊:慈王町)もまた鎌倉一室町期制作の宝冠祇迦羅坐像の秀作である。

頭(かぶ)輪(わ)幹(幹)を前後一材より彫り出し、首(くび)頭(かぶ)付け、両袖(りょうそく)口(ぐち)脚材(くわい)を寄せ、腰前横一材(こしまへよこいつまつ)に表先(ひょうさる)に一材を矧(こす)けるが、表先は失われ、また、頭頂部(とうてうぶ)の宝冠(ぼうかん)、額(ひたい)の白毫(びゃくご)は失われて今は無い。所々に毀損(ひそん)部分も見当たるが、痛みも比較的多く、各矧(こす)け箇所も随所にいずれが生じ像容(ぞうよう)を損ねているのが惜しまれる。

胸前の衣文(いふみ)の彫り、両膝(りょうひざ)前から脇(わき)にかけての衣文の曲線(きょせん)の手法(ほうしゆ)などに院派(いんばい)の趣向(しゆこう)がうかがえ、同派(どうばい)仏師(ぶつし)の作と推定される。やや伏し目(ふしへま)がちな眼差(まなざし)し、朱彩(しゆさい)の残る結ばれた唇(くちびる)からは、やさしさというよりも静かに瞑想(めいこう)する仏の面影(めいえい)を感じることができ、感銘(かんめい)深いものがある。

光背(こうび)・台座(だいざ)は後に補したものであるが、尊像(そんじやう)自体の制作時期は古く室町時代頃と推定され、貴重な宝冠祇迦羅(ぼうかんぎかり)坐像といえる。

(注1)

竜泉寺 - 石工・珠玉・黄金製鏡などで極(きわみ)んだ美(うつく)しき飾(かざ)り。

(注2)

「開光印(かいこういん)」兩手(りょうしゅ)を結(むす)び置(おき)く時の鏡(かがみ)の上(うえ)に描(か)いてある。既(すで)に開光(かいこう)が行(おこな)なされた時のボーダーを意味(いみ)する。

(注3)

宝冠(ぼうかん)

菩薩(ぼさつ)

坐像(ざぞう)

が頭(かぶ)上(うえ)に描(か)んである。



木造竜泉寺開山像

もくぞうりゅうせんじ
かいさんぞう

竜泉寺所蔵 稲進

14



竜泉寺開山像は、神宗の高僧の肖像である。頂相については別項⑦でも述べたが、伝法の証とし
て師が弟子に自賛の画像や彫像を与えるものであるから寿像が多い。

開山像は、納衣や袈裟を着て倚坐し、着衣の裾や広い袖は下に垂れ下がる。右手に払子柄のみをとり、左手
は仰掌して膝上にさし出す姿である。前面に背床と脇があつたと考えられるが失われて今は無い。

坐高四五・五セントメートル、桧材、内側のある寄木造り、玉眼嵌入、拂白の胡粉地彩色(注)された開山像は、
現状、納衣や袈裟の色彩剥離が著しく、背面部分の寄木は欠失するなど毀損欠落した部分も所々に認められ
る。しかし、つぶさに拝すると、着衣や袈裟の袖、膝前にも残る細やかな彩色文様などから、造顔当初の華麗
で精緻な姿が偲ばれる。深い額の横顎、太い眉毛、つぶらに輝く眼差し、結ばれた唇、そしてがつちりとした体躯
は雄々しくたましい。しかし、そんな威厳さのなかにその顔立にはそこはかとない優しさが感じられ、威厳な
かに慈愛に満ちた禅僧の面影が彷彿とする。

膝前裏面の造顔銘墨書きによると、明和三年(一七六〇)江戸の神田通□町法橋大仏師木村□らの制作と知
れ、この期江戸仏師の一作例として貴重である。竜泉寺第十四世海大(ホウダ)敬が天保九年(一八三八)に記した當
山歴代年譜によると、同寺の開山は竜華院第十四世馬山託存(元和元年—一六九〇夏)とされている。しかし、本
開山像の制作年代と頂相が寿像を通して頂相とするという前提に立つと、本像は同寺中興開山智照宗皓の頂相では
ないかとも考えられる。智照宗皓は、境川村向昌寺第十四世であり、宝曆年間(一七五一—一六四〇)の大火灾によ
り竜泉寺の堂塔のすべてが鳥有に帰った折これを再興、寺觀を旧に復した竜泉寺中興開山の傑僧であり、その寂
年が明和四年(一七六七)であつみれば、その前年の明和三年の智照宗皓の寿像制作も納得できる気がする。
いずれにせよ、寄木の矧付け部分の数箇所に矧付けのずれが生じ、また、矧付けが離れるなど毀損の程度が
比較的大きく、尊容を著しく損ねているのは遺憾である。早急に修復の要があるとを考えられる。

(注)

[胡粉地彩色] 刷拂(白色的刷毛)を下地に塗った上に着色したり、また、金色を塗ったりする等の手法。



木造延命地蔵菩薩立像

もくぞうえんめい
じぞうほさつりゅうぞう

奈良寺所蔵 精進

15

竜泉寺木造延命地蔵菩薩立像は像高三・二センチメートル、松材の一本造り、彫眼の胡粉地彩色像である。円光背を背に、台座上に納衣に製姿をかけた姿で立つ。額に白毫を嵌入し、眉が毛書きされ、胸に環珞を飾る。素朴で柔軟な白い瓜実顔に小さなおちよば口が愛らしく、その目はやさしく人びとを見守っているかのようである。胸元を飾る珠玉の瓈珞、製姿の文様、光背、台座と、調和をそなえているが多彩に彩られ華麗な彩色である。両手首から先を失っているので定かではないが、おそらく右手には宝珠、左手には錫杖を持っていたものと思われる。

尊像は現状黒塗りの木瓜形厨子に安置されているが、その内側は紫がかつた赤色塗で彩られ、それがまた厨子内に立つ地蔵菩薩像の彩色とびたりマッチして、尊像をより一層引き立たせているのがよ。

厨子背面の朱漆で記された造顯銘には、「地蔵尊彩色施主當村中 天保十一年七月二十四日 甲府八日町大仏閣下左京」とあり、天保十一年（一八三九）、大下左京によって地蔵尊像の御衣替えがなされたことが知れる。実はこの左京なる人物は、遙か武田信玄の姿を模して造られたとする現恵林寺（瑞山市）所蔵の武田不動尊像の制作者大下作左衛門康清（ひでまさ）の子孫といわれ、統いてその康清の孫と曾孫が、同じく現恵林寺所蔵の柳沢吉保夫妻の肖像の制作者淨慶と次郎右衛門である。左京はその末裔に当たるとされる「康」の仮面である。そしてまた、左京自身、それら先祖の作と考えられる大泉寺（甲府市）の武田三公像の彩色をしている事実がある。竜泉寺のこの地蔵尊像も、左京の先祖大仏師大下淨慶あるいはその子次郎右衛門の作かとも考えられ、きわめて興味深い。

（註）甲斐国志（卷之百一・人部付録）

〔開基〕元暦二年 建部の鬼

〔甲斐路〕六二号 各參照



厨子背面の造顯銘

大般若波羅蜜多經卷二

大般若波羅蜜多經

三百十四

大般若波羅蜜多經

三百三十六

非承人也。只有無相如是。作現。謂昔蘇軾序。列其公書。布是。惟有無執行。宋後方。改易。多至。

大藏名收錄卷多卷本第四百六十三

能禱受方便善巧修行六種波羅蜜多不虛聲聞及獨覺地速證無上正等菩提

音釋

此是靜處休板若特不作走令我能修慧其般若此是般若復大善現此任大來去月于寺修花施時不執由此布施不執由是布施不執布施為我所不生煩惱修淨戒不執有此淨戒不執由是淨戒成不執為我房不生煩惱修安忍不執有此安忍成不執為我房不生煩惱爲我所不生煩惱修般若不執由此煩惱不執由是煩惱消滅我所不生煩惱修靜慮時不執有此靜慮不執由是靜慮成不執靜慮爲我所不生煩惱修般若不執有此般若

版本大般若經

はんほん
だいはんにやきよ

耕
長
寺
各
所
蔵
古
闇

16



大般若經とは「大般若經羅蜜多經」の略である。唐僧玄奘三藏（六六四）によって漢訳された仏典中最大の經典である。六百卷と数量が膨大なため、わが国では儀式用として転説が行われた。

古来より、写経の功德から盛んに書写され、写本例では法善寺本(若草町)が、版本例では実相寺本(境川村)がある。とくに鎌倉期の遺作として著名である。

近世初頭以来需要の急増によつて出現したのが天海版、鉄眼版、切經である。現在、耕念寺に所蔵される一部の大般若經も鉄眼版で、一は耕念寺蔵、一は長慶寺旧蔵のもので、両者とも折本で、二七・四七二メートル横幅八二センチメートルと計測される。

耕念寺本の卷三七六は、熊本押定寺沙門漢然が、鉄眼の勸募にしたえた淨財の意^{おも}による延宝五年（一六七七）の発刊、長慶寺本の卷二〇六も、同じく延宝五年、熊本の川尻押尼妙全の財貨寄進によるものであることが、刊記により知れる。

鉄眼道光（一六三〇～八二）は肥後熊本の人。十三歳で出家。黄檗宗の開祖隱元に師事、その後大藏經の翻刻を発願、寛文九年（一六六九）三十九歳の時から十三年の歳月を費やし天和元年（一六八一）鉄眼版一切經を完成した。その版本は現在、宇治万福寺の宝蔵院に保存されている重要文化財。天海版の遺例は少ないが、鉄眼版大般若經は、版本に刻まれて四方の求めに応じて増版され広く普及し転説されている。

(注)原本、版本に彫って出版した書物。

宜

今在奉寧

鄉親同前

主恩面一見

貴文請不至以

往南之民多考

之有主之勤

軍復多之勤

件於此

事



廣德府

武田家朱印状

(所領充行・折紙)

たけだけしゅいんじょう

小林ヒロ工家所蔵

精進

17

定

今度藤巻之郷(田富町)御改之上、為御重恩當所務三貫文被下置候、相當三武具等令用意、可動軍役者也、仍如件、

跡部大炊助 (藤賀)

奉之

市川宮内助 (昌房)

五月十七日(龍朱印)

渡辺豊前守殿

〔本紙〕三五・二×四八・七。〔朱印〕外往六一、内往五六。

〔読み〕このたび藤巻の郷(田富町)御改めの上、御重恩として当所務三貫文くだし置かれ候、相当に武具など用意せしめ、軍役に勤むるべきものなり、仍て件の」とし。辛未五月十七日(元龜二年、龍朱印)、跡部大炊

助・市川宮内助これを奉わる。渡辺豊前守殿

〔内容〕武田家が渡辺豊前守に与えた所領の充行あもないあがじ状である。

充行(实行とも)は、領主が所領・禄物などを戦功のあった部下に給与するので、こでは渡辺豊前守の所領・地藤巻の郷(田富町)をお改めの上、御重恩重い恩澤・厚いめぐみとして、土地三貫文の所務(土屋取を想)をくだし置かれた。

そのため日頃から、武具などの調達用意を怠りなく、軍役に勤むるようとに命じたものである。

この充行状が発給された翌元龜三年、信玄は西上の大作戦を展開し、三方ヶ原で徳川家康軍に大勝した。常日頃の軍備が肝要であるという。「人にはやさしく、きびしく」という信玄の心根が感じとれる史料である。





武田家朱印状

(官途書出・折紙)

たけだけしゅいんじょう

小林ヒロ工家所蔵

精進

18

官途龍朱印

渡辺次郎兵衛尉

元龜三年壬申
閏正月十三日

[本紙] 三一八×四七〇。

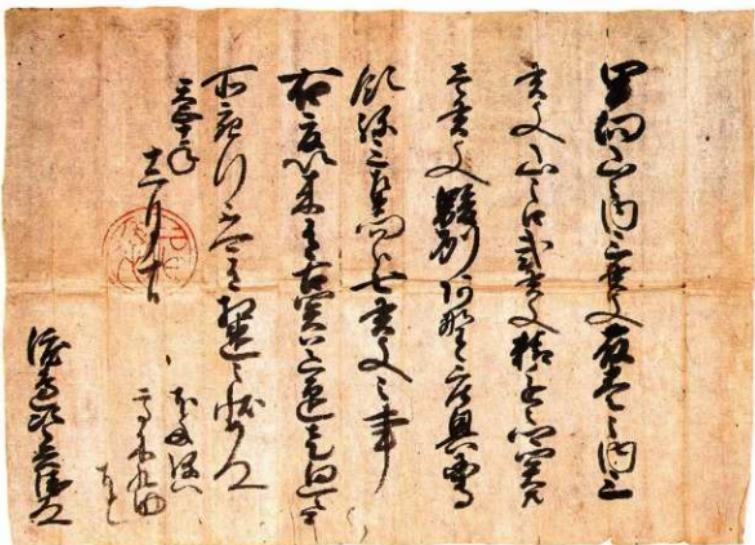
〔朱印〕外径六一、内径五・六。

〔読み〕「(行日の)官途」とある字の上に信玄の龍朱印、渡辺次郎兵衛尉、元龜三年壬申閏止月十三日

〔内容〕 書出はがまごと(いう)、折紙に書いた辞令書のことをいい、渡辺次郎兵衛が尉(じょう)に任じられた

たと(いう)ことである。尉(じょう)は官位でいう「判官」(職官)のことをいうが、ここでは武家などに与えられる名譽称号のことである。





池川家康「徳」朱印

徳川家朱印状

(所領充行) (堅紙)

とくがわけ
しゃいんじよう

小林ヒロ工家所蔵 精進

19



甲向山中道町之内三貫文、藤巻田當町之内三貫文、山之口二貫文、精進之郷間共七貫文、
野之庄興國寺領弥三左衛門尉分七貫文之事、
右夏以来有古閑送迎走廻之間、所充行不可有相違之狀如件、

天正十年
十一月十日 徳川家康「福應(朱印)

本田弥八(正信)

高木九助(正政)
奉之
渡辺次郎兵衛殿

〔不紙〕 三三二×四六八。〔朱印〕外徑五・五、内徑四・八。

〔読み〕 甲州向山中道町のうち三貫文、藤巻田當町のうち三貫文、山之口二貫文、精進の郷間とも一貫文、駿州河野庄静岡興國寺領弥三左衛門尉分七貫文のこと、右夏以来 古閑にありて送迎に走らせ廻り有るの間、充行うしろ相違有るべからずの状、くだんのこと。

天正十年十一月十日福應朱印 本田弥八・高木九助 奉之 渡辺次郎兵衛殿

〔内容〕 渡辺治郎兵衛は、九一色衆十七騎の一人で、武田家滅亡後、徳川家康に従つた。この史料に見られるように、「右夏以来、古閑にありて送迎に走らせ廻り有るの間、充行うしろ相違あるべからずの状……」と、先の徳川家康の人缺に際して、その勤勉な奉公を賞し、向山のほか四か所で十六貫文の所領を充行わたった。

このほか、本村関係では渡辺但馬守・河野三郎衛門尉・上橋大蔵丞らの所領が安堵された(若尾史料)。

壬午九月
王之春
於川中得一蟹
其壳青而有黑點
其肉白而有紅色
其味甘而有濃香
其形似蟹而無刺
其性如蟹而無毒

王之春

壬午九月
王之春



武田晴信感状

(切紙)

たけだはるのぶかんじょう

渡辺利己家所蔵

精進

20

今十九(日次)於信州更科郡川中島遠一戰之時、与内藤新右衛門尉并渡辺孫左衛門尉、頗忘合討神妙之至感人候、
弥可抽忠信者也、仍如件、

天文廿四年乙卯
七月十九日

晴信(晴信朱印)

渡辺孫右衛門尉との

〔本紙〕一九・〇・四六・三。〔朱印〕二・七×二・七角。

〔読み〕今十九日、信州更科郡川中島において一戰を遂る時、内藤新右衛門尉ならびに渡辺孫左衛門尉と、頃一つ合わせ討ち神妙の至り感に入り候、弥忠信に抽んべくものなり。仍て件の如し

天文二十四年乙卯七月十九日 晴信朱印 渡辺孫右衛門尉との

〔内容〕川中島の合戦(第二回)で、渡辺孫右衛門尉は同僚と三人で、敵の武将の首二つを討ち取った。武田晴信はそれを賞して、今後も忠節を尽くすようにと感状を発給した。

天文二十四年七月二〇日、上杉謙信は信濃に出陣善光寺に陣を張った。武田晴信は善光寺の南六キロほどの大塚に陣をとり、犀川をべたてて対陣した。第二回川中島の合戦である。
七月十九日、両軍の衝突があった場所は「信州更科郡川中島」と感状にあるだけで場所ははつきりしないが、両軍の位置からみて、犀川の近辺であろう。この戦いについて、武田方の感状が同日付けで、他に十数通が残されている。



本居宣長

卷之二

卷之三

卷之三

卷之二

卷之三



卷之三

武田家朱印状

(所蔵目録・折紙)

たけだけしゅいんじょう

渡辺利三家所蔵 稲道

21

渡辺豊前守

壱貫六百七十一文 又七郎

五百文
百五十文
同役錢

一瀬伝右衛門

五百文

六百文
九十九文
今福善四郎

池内之
次郎右衛門

合參貫文

元龟仁年 辛未五月十七日

〔本紙〕 二七・五×四三・五。〔朱印〕外郭一七×二・六。内郭二・一×一・〇。

〔内容〕 精進・小林ヒロエ家には、同日付けで、武田家が渡辺豊前守にあてた、「所領三貫文」の先行の朱

印状があるので、本紙はその内容を具体的に書き上げたものと考えられる。

本紙の標題を「武田家朱印状」として、発給者を武田氏信としたが、ここに押された「角朱印」については、

他に使用例は知らないので、今後の武田氏研究者の成果を待ちたい。

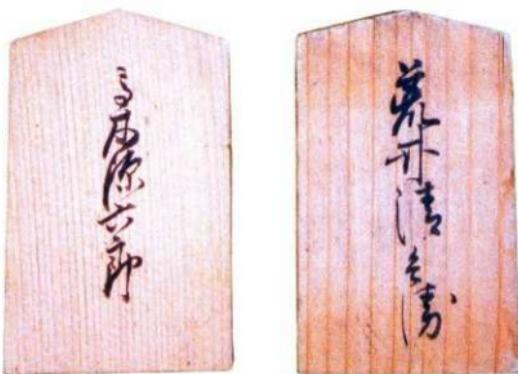
また、用紙の質や書体についても、當時のものとして違和感はないが、誤字(右から三行目)を墨で塗りつぶして姓名を行間に訂正するなどは、変な印象をうける。これらの点については、なお慎重な調査研究を必要としよう。

「巨摩郡古文書」は、渡辺豊前守について、「当村の地頭申候」と注記している。(山梨県史資料編)。

〔甲斐国志〕卷之百七、土庶部第六の、渡辺孫右衛門の項に、「元龟二辛未五月十七日渡辺豊前守ノ印章
次郎兵衛所蔵ト同じ、卯々五月五日 廉長八年ト見タリ 伝馬ノ印書一通しほち町中トアリ合掌三通ナリ」

とあり、「しほち精進町中」の伝馬印書は、「巨摩郡古文書」により文面を知ることができる。





市川代官署名の籠札

諸商売役免許鑑札

しょしょうばいやく
めんきょかんさつ

土橋高志家所蔵

吉開

22



天正五年（一五七七）正月、今川家の家臣久鳴弥太郎の甲州乱入に際し、「防衛に功績のあった九一色郷（三姫・吉川・尋・古閑・大鳥・宿・精進・西園・本郷の各郷）」に対し、武田勝頼は、同年二月二十二日、「諸役免許」の御朱印状を発給した。この御朱印状の文中に「右以「先御印判」とあることから、これ以前に武田家が同郷に対し「諸役免許」を認めていたものと考えられる。徳川家康も武田家にない「前々の如く」とこれを免許した。

武田・徳川両氏発給の諸商売役免許の御朱印状は、百姓が大切に護持していたが、寛永十一年（一六三四）六月以来改めて、本橋閑所の審議を命じられた渡辺因誠（おはなだいんせい）佑長は、同十八年、百姓らの願いを退け、御朱印状を取り上げ、引き替えたに鑑札六百四十二枚を交付した。

天和元年（一六八二）十月、長から三代目に当たる源太郎は、小普請役に任せられ江戸へ移転が決まるので、百姓らは御朱印状二通の返還を求めたが、聞き入れられず、江戸へ持ち去られた。

元禄十五年（一七〇二）、富士山御林守と九一色郷との間に、材木荷物をめぐる紛争（藤訴）が起り、勘定奉行から御朱印状本書の提出を要求されたので、九一色郷は源太郎に返還を再度要求したところ、源太郎の組頭杉浦から直接奉行所に引き渡され、確認ののち幕府に納められ、ときの代官平岡次郎右衛門に証文が渡され、同代官から九一色郷へ六百四十二枚の鑑札が交付された。以後代官の交代のたびに鑑札の書き替えが行われるのが例となつた。

「甲斐国志」には、九一色郷の人たちが商売に出るとときは、馬子一人が二、三頭の馬を引き、これに赤星の印をつけ、九一色郷何村誰と記した木札を荷物につけ、馬子の腰には御朱印鑑札をさげ、甲州はもとより、全國いすれの国に出向いても役錢口錢を支払う必要はなかつた。その利益は莫大なものであつたといわれている。



キリストン禁制高札

きりしたんきせいこうさつ

本
稿

23

定

きりしたん宗門へ某年御制禁たり、自然不審成ものこれあらへ申出べし、御ほうひとして

はこれらの訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三百枚

立かり者の訴人 銀百枚

同宿井宗門の訴人 同断

右之通下さるべし、たとひ同宿宗門の内たりといふとも、申出る品により銀五百枚下さるべし、かくし置他

所よりあらばる、において六、其所之名主井五人組、一類どもに可被行罪科者也

正徳元年五月 日 奉行

「内容」キリスト教がわが国に伝来したのは、天文十八年（一五四九）、イスパニテの宣教師フランシスコ・ザビエルが鹿児島に来航し、布教したのが初まりである。イスパニテやポルトガルの旧教団は、布教と貿易は不可分であると主張、その貿易で利を得るために布教を熱認する大名も多く、徳川家康も黙認秉をとったが、慶長十七年（一六二二）、「伴天連門徒御制禁なり、もし違背の族は、たちます三の科を受けるべからず」と禁教令を発し、キリストン宗門の禁圧を強めた。

寛永十四～十五年（一六三七～八）、九州に島原の乱が起り、蜂起した民衆がすべてキリストン門徒であつたため、幕府はこれを機に禁教を強化した。同十七年、キリストン衆徒を検索し、その信否を審判する「宗門改役」を置き、幕領内のキリストン捕發と押圧が組織化されていった。

寛永十五年（一六三八）九月、キリストン信者「ばてれん伴天連・神父」いるまん（伊留満・宣教師）ら、かくれキリストンの密告訴人を獎勵する高札が村々に建てられた。文言の修正や褒賞金の増額も行われた。写真本稿の正徳元年（一七一二）の制札では褒賞金は倍増されている。



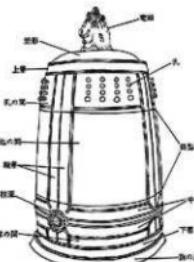


吉祥寺 嘸鐘

さちじょうじかんしょ

吉祥寺所蔵 古闇

24



坪井良平「日本の梵鐘」による

古闇の本郷所在の吉祥寺は府中市甲斐市「華光院末の真言宗の寺」であるが、天正壬午年十年（一五六二）家康が甲斐出兵のみぎり立ち寄り休息した寺とされ、「甲斐国志」も「壬午ノ時 神相当寺御止息アリテ」としている。江戸末期火災により焼失したといわれ、障壁を極めた往時の面影は今は無いが、同寺本堂の軒に喌鐘（注）一口が懸架される。

鍾高六五・六センチメートル、鍾身高四八・九センチメートル、口径三九・〇センチメートルとそれほど大きな鍾ではないが、均齊のとれた美しい鍾である。乳頭は一区四段四列四区合計六十四乳頭である。垂頭の形態も垢抜け、駒の爪の挺出も程よく、撞座意匠は磨滅のため明確を欠くが、下帯の文様も洗練され、近世中期の時代的特徴を持つた典型鍾といつてもよい。

池の間に刻まれた鍾銘には、

「真蓮社謹奉代 奉寄進飯鍾一口 信心施主寒念佛中

御物師 沼上織部藤原巻次

于時享保五年子歳二月十二日

とあり、享保五年（一七二〇）沼上織部藤原巻次作の鍾であることが知れる。沼上氏は、近世甲斐で最も活躍した筆

頭、鉄物師である。現に沼上氏の手懸けた梵鐘をはじめ、数々の鋳造遺品が県下に散見される。沼上氏は近世全時代を通じ十七代の長きにわたり伝統を堅持し続けた鉄物師であり、織部巻次はその六代目に当たる。当初「源藏」を名乗っていたが、官名受領により「織部」を称し、享保前後頃大いに活躍。沼上氏の中興の祖ともいわれた人物である。織部巻次作の鋳造遺品は数多く、その作風は鋳造技術の進歩とともに、装飾性も加味され、元禄期頃までの素朴さから抜け出した洗練された美を表現している。吉祥寺鍾は小鍾ゆえ、その美術性が完全に發揮されているとはいがたいが、織部巻次の作ならではの感は深い。

なお、吉祥寺梵鐘は、その銘記により、元は他の淨土宗系の寺の鍾であったことが知れる。第二次世界大戦終戦時の混乱期に、強制供出された他の寺の鍾を持ち帰りそのまま使用するといったような事態が、當時ままあつたのである。

（注）「梵鐘」大きなは子鶴に似るが、法事の時などに打て、人々を知らせ喚び鐘あり、その用途に由来して、『鶴合子鶴』によく「承鑑」とした。



山神社宝篋印塔

やまじんじゃ
ぼうきょいんとう

上九一色村指定有形石像物

本
柄

25

石塔の主流の一つ宝篋印塔は五輪塔と同じ供養塔の一つである。下から基礎・塔身・瓶部・笠(屋根)・相輪の四部からなる。

山神社本殿脇に宝篋印塔一基が安置されている。すこぶる古様を示し、由緒深い造構と推定される。

等の四隅の隅輪突起(馬耳突起)は正面右側の一個を残すのみであり、また、笠上部の露盤(ひなわん)、伏鉢(ふくば)も欠損して今はなく、相輪も半分を残すのみで、最頂部の宝珠や詰花(つけはな)も失っている。塔身の四面に浅く葉研(葉ぎん)彫りで一字字づつ種子(しゅし)字が陰刻されている。唯一残る隅輪突起の形態は、わずかに外斜する程度でほとんど垂直に近く、塔の古さを物語っている。造立当初は、塔身三段の段型を上部に刻む基礎、それより一回り広い造り出しの基根と、きわめて安定感のある下部構造の上に、重厚な風格のある屋根(笠)が載り、その上に、すつきした相輪が立つていたと思われる。威厳に満ち、美的で、風格のある宝篋印塔であつたに相違ない。おそらく、鎌倉時代末期から南北朝時代初期の頃に造られたものであろうか。

県内現存の宝篋印塔の遺構としては、大和村雲寺塔・同普同塔、山梨市雲光寺塔、白根町善応寺塔いずれも鎌倉時代・南北朝時代(県指定文化財)などが著名である。山神社宝篋印塔は、それら各塔に比しく分離素な造形との感は否めないが、基本形式にこする忠実な、それら県指定クラスの優品に十分肩をし得るほどの秀品といえる。

欠失・欠損があるのが惜しまれるが、上九一色村において傑出した存在であるばかりでなく、古道「中道往還」筋でも唯一最古の貴重な関西形式の代表的宝篋印塔の遺構といえ、その存在価値は軽視することはできない。石質は安山岩。總高七二・〇センチとメール計測される。堂々たる風格である。

(注)【種子】密教で、仏・菩薩または諸々の事項を標示する梵字。



上九一色村指定有形石像物(平成十三年十二月一日指定)



吉祥寺万靈塔

きちじょうじばんらいとう

古
聞

26



上九一色村の有形文化財・石造物

万靈塔は他の石仏や石塔と異なり、造立することが目的ではなく、万靈塔自体に生命のあるすべてのものの靈を宿らせて、塔を回向することにより、万靈を供養するという目的がある。それ故、万靈塔は、日常多くの人がびとから回向を受けやすい寺院の門前や境内の入口に建てられている場合が多い。

古関山吉祥寺は上橋山城守の開基といわれ、家康入峠のみぎり休息したという真言宗の古刹である。そのことはすでに喚鐘の項でも触れたが、同寺参道入口、旧上九一色郵便局前の中道往還脇石垣積みの上に同寺の自然石万靈塔が建っている。昔の地形は今とは異なると思われるが、現在そこはいく分広くなれた道相神場のようになっていて、北寄りの位置に江戸中期後期建立の庚申塔、觀音供養塔、遷拌塔などが並び、南側の辺りに、下部を地中に埋没した万靈塔が建つていた。その万靈塔がつい最近掘り起こされてコンクリートで下部を固めて建てなおされた。

高さ一四七・五センチメートル、横幅一〇〇・〇センチメートル、厚さ三〇・〇センチメートル、不定型の堂々たる自然石の万靈塔である。

万靈塔は、県下各地の寺院入口などでよく見かける。なかでも、保福寺(上野原町)、高福寺(小瀬沢町)の万靈塔は非常に大きく堂々としていて、県下東西の対壁ともいえるのではないかと思えるが、ともに角柱状に加工したものであって、自然石ではない。県下でも、吉祥寺万靈塔ほど古風で風格のある自然石の万靈塔はあまり見かけない。しかも、吉祥寺万靈塔の特色は、中央に梵字で「アーランク万靈塔」と雄渾な筆致で大きく陰刻されていることである。

胎藏大日如来は「アーランク」または「アーラーク」などの種子で表現されるが、吉祥寺の万靈塔は、方便究竟の「アーラーク」とならぬために、さらに修行点を加え、空点を付し、五点を備えたいわゆる五点具足の胎藏大日如来の種子である。

刀法、書体などから判断して、少なくとも江戸中期を下らない頃の造建と考えられる。県内稀に見る貴重な万靈塔といえる。



本栖の公家行列

もとすのくげぎょうれつ

本栖山神社 本栖

27



この公家行列は、本栖山神社の祭典行事の花形といえる。祭礼は、古くは旧暦三月十七日だったがその後月遅れの四月に変わり、現在は毎年五月十七日に行われている。その日の公家行列(取扱い)も行われる。

起源は明確ではないが、甲斐の領主武田信玄が上洛を果たせなかつた無念を思い、江戸中期頃から住民が京都の風俗をまねて始めたとも、信玄の時代、この地で甲駿国境雪護に当たり、武田家滅亡後も家康に仕え本栖間所の警備を命じられて活躍した九一色衆の統領渡辺囚獄佑が、地域の若者の士気を鼓舞するため始めたともいわれている。

公家行列は、今から約三百年前の頃からつづく伝統行事であり、あやかな衣裳をまといた公家行列の面々が山神社を出立、国道沿いを練り歩く様は見応え十分な時代絵巻として、祭りの日めぐらしがなっている。

神輿に供奉して、氏子の扮した大名・近習・徒剣(足剣)・中間などがつづき、とり物も花輪満燈・刀・弓矢・挾箱(はさみばこ)・毛槍・五色旗・旗付日章旗・高張提灯と江戸の往時を偲ばせる品々である。衣裳も多彩、華麗で、さらながら江戸の昔の大名行列が眼前に彷彿とする。

掛け声は、先頭の演燈二人・祭典奉行二人・挾箱二人の計六人が「アレサーキー キーサー」と発声し、毛槍奴六人がそれに答えて「イヤサー キーサー」と応する。行列の見せ場は、毛槍渡しだある。毛槍奴は叫びながら踊り、交差に毛槍を相手に投げ渡す。その時、旗持・高張たちが「アヨー イヤナ」と和し、躍動感満れた踊りに、掛け声が高く湖畔の空に響き渡る。優美で、あでやかで、豪華な、時代色豊かな公家行列に、人垣をつくった沿道の観衆は思わず目を見張り、しばし時を忘れ、江戸の昔に思いを馳せる。

本栖の公家行列は、珍しくもまた貴重な、いつまでも絶やすことなく存続させたい祭り行事の一つである。



本栖六斎念佛

もとすくさいねんぶつ

村指定無形民俗文化財

本柄

28



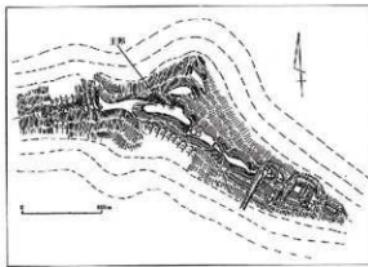
本柄の六斎念佛は、江戸時代初期の頃本柄に伝承されたとされる。講中で保管する「六斎念佛講ノ沿革」と題する帳簿の記載によると、「寛文十三年（一六七三）ノ頃、甲斐国八代郡右口村（中道町）常覚院（従来相伝シ米レル大念佛行法ヲ、元文元年（一七三六）本柄ノ篤信者平左衛門（云）伝授シ、爾米連繩本柄区（相続シ米タレ）」とある。

以来本柄区の六斎念佛はますます繁栄し、現在に引き継がれてきた。講中には「大念佛縁起および行法」に関する写本一巻、唱言・和讀の文言を記した「本柄六斎念佛経全」との巻物一巻も所蔵されている。

六斎念佛は行事に応じて大念佛と小念佛に分けられ、大念佛は六十人くらいで太鼓一個・鉦二個、小念佛は小太鼓二個・鉦二個を用いて行われ、年頭の祈念に、七月十五日の祇園祭りに、春秋の彼岸会に、あるいはまた、野辺の送りにと、地域の生活に寄着した重要な行事として伝承されてきた。

元来、「六斎念佛」とは「念佛踊り」の一種とされ、八日十四日十五日二十三日二十九日三十日の六日を「六斎」といい、特に諸事謹慎し身心を清浄にしての日に行う念佛踊りを「六斎念佛」と称するとされてきた。その起源は、空也上人に始まるとも、心阿道空（法知大師）に始まるとも説かれ、現在も盆や地蔵盆などを中心として京都地方で行われる。六斎念佛のなかには、太鼓や鉦を打ち念佛や和讀を唱えるというだけでなく、淨瑠璃や歌舞伎、そのほか獅子舞や祇園囃子のような雑芸を自由に採り入れ、鉦・笛の囃子を貯めながら交え、獅子の曲芸を見せるなど芸能的・劇的な性格の濃いものになっているものもあり、県下では秋山村無生野の大念佛踊り名色などがこれに属する。しかし一方、講中の者が集まり、鉦・太鼓を打って念佛や和讀を唱えるのみという六斎念佛本来の、古風で宗教性の濃い内容のものも今日に伝承されており、本柄の六斎念佛はまさに後者に属する六斎念佛の一つといえる。

六斎念佛は本柄区民にとって、先祖から連續として受け継がれて来た信仰文化にかかる重要な行事として、庶民に行いつづけられて現在に至っている。昭和六十年（一九八五）、村の無形民俗文化財に指定されている。



定本「山梨県の城」(郷土出版社)による



本栖の城

もとすのしろやま

本
栖

29

本栖湖の北西に位置する鳥帽子岳標高一二五七・四メートルから青木ヶ原樹海に向けて半島状に南東にせり出した尾根上に本柄の城山は築かれている。精進湖から中道往還国道一三九号を駿河方面に向かい、本柄の集落に入る手前で大きく山地が正回する所であり、いかにも甲駿両国を結ぶ主要道路中道往還のおさえにふさわしい位置付けである。

この山城の築城時期、營城期間などは明確ではないが、甲斐国志は「里人源ノ吉春ト云人ノ城ト云ヒ伝フレモ其ノ人未ダ考々ス」とし、つけて「天文・永禄中武田ノ文書」本柄在城云云ト見テタレハ此ノ所ニ舊メ置ク國境警衛ノ土ナリ天正壬午ノ年渡辺因獄佐之ヒニ提ル」とし、武田家諸文書の記述によつても傍証されるこの本柄の城山は、結局、中世戦国期武田信玄から勝頼の時代にかけて運営され、甲駿両国境目に築かれた国境警護の城であったとする見解が有力である。主郭から望むと、今までそ樹間からではあるが、富士山西麓一帯が一望のものに輪郭でき、国境警備の目的で山城が築かれたことがうなづける。

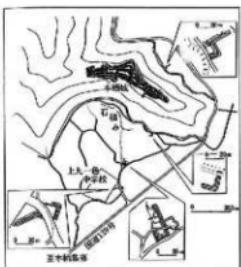
その造構は、東西方向に長く伸びる尾根上約四〇メートルの範囲である。主郭は東西六〇メートル、南北一〇メートルほどのやや細長い平坦地であり、その北側斜面に二段程の堀切、西側には西端に塁をともなうた一段低い細長い郭、その西には岩盤を穿った大きな堀切、さらに西側にはもう一本堀切がある。東側の尾根筋には二段程の郭がつづき、その先には四本あまりの堀切が設けられている。これら造構の所々には平らに加工された培石岩による石積みが確認されるが、これら培石岩は尾根上には產しないため、下の樹海内から運び上げたものと考えられている。尾根上の通路はほとんどが各郭の北側をまわり、南側駿河側に対する防御に備えた構造とされている。

以上、本柄の城山は、鳥帽子岳の山裾の尾根上の細長い平坦地を最大限に利用し、そこに主郭以下いく筋もの堀切などを施して防備を固めた天然の地形を利用した要害であり、典型的の山城といえる。

注 定本山梨縣の史 (株)上野出版社)

甲斐路九七号 (山梨縣土産研究会) 各参照。





定本「山梨県の城」(郷土出版社)による



本栖石畠

もとすせきらい

本
栖

30



また、本栖にはそれ以外にも石畠がある。その石畠は、昭和六十二年頃発見された集落東側の富士山側に位置する。上九一色中学校の国側入り口から道路を抜んだ南側樹海内である。長さ二キロメートルに及ぶ長大な石積みで、手を加えない培岩を幅約一メートル、高さ一メートルほどに積み上げた石畠である。この石畠の性格をめぐっては、①、石畠のある位置が本栖の城山に近い。②、石畠の線が一ヵ所クラシックに屈曲し、城の石垣ラインと類似する。③、富士山側が急傾斜で、本栖集落側が緩傾斜である。などを論拠として、「国防備説」、「駿河説」、「培岩止め説」が出され議論を呼んでいるが、いまだに決着はついていない。

本栖周辺の樹海の中には、以上述べた本栖の城山直下付近の石畠だけではなく、その規模の大小はともかく、他にも多くの石畠・石積みの遺構が存在し、深い原始林のなかに隠れています。

本栖の城山の周辺樹海のなか、上九一色中学校入り口付近から城山の北側までの山裾に、いくつかの培岩の石積みが残っている。樹海内を通ずる道路によって一部破壊された部分もあるが、往時はその間を中道往還が通っていたものと考えられる。一抱えほどもある培岩を積み上げた直線に伸びる石畠、部分を鉤の手状に曲げた石畠、L字型に屈曲した石畠、あるいはまた、山寄り側は開口し南側は楔形虎口状の石畠などである。長い年月の間に培岩は風化し石積みは崩れかけ、あるいは、東海自然歩道によって分断されるなどして昔日の面影を留めないが、それら石畠のうち、城山南側のものは、甲斐側が垂直に駿河側は階段状に、それ以外は、駿河側が垂直状に切り立ち甲斐側は階段状につづかれていて、これらの石畠は、武田氏時代、本栖の城山防衛のための一施設として構築されたものと考えられ、また、石畠の構造の差異については、武田氏滅亡後の徳川方の構築によるものではないかとされている。いずれにせよ、これら石畠は、戦国期の場所を通過していたと考えられる中駿間の主幹線中道往還を取り込み、軍事的閑門として、本栖の城山や中道往還と密接なかかわりのうちに機能していたのではないかと考えられる。



本栖口留番所跡

もとすくらどめ
ばんしょあど

本
柄

31

本柄口留番所は、甲駿を結ぶ中道往還の要衝駿州とみ国境本柄湖畔にあったとされる。口留番所のあった場所は、その後幾度かを重ね、長い歴史の経過とともに様変わり、近年に至り国道二三九号の拡幅工事によってより大きく改変されて往時の面影を偲ぶすがはもはやない。その場所は、本柄三叉路の南、山神社北辺り、神社手前を湖畔の方に下る旧道駅であったという。

本柄口留番所は、江戸時代の甲斐二十四口留番所のうちの一つであり、武田信虎・信玄治下の戦国時代には、古閑口留番所とともに、この地の武士団西之海衆（西湖南辺に居住していた在郷武士團）が警固にあつていたといつ。その後、西之海衆の一人渡辺四郎（よしろう）が支配するところとなり、武田氏滅亡後も、四郎は「甲駿路警固を申し付ける旨の朱印状を徳川家康から与えられている。

本柄口留番所に関しては、「甲斐国志」古跡部「中「本柄」の項にも「・・閑所番二人アリ古人云フ本柄・万沢ノ二間ハ神祖屡々御通行アリシ道筋ナレバ御閑所ト呼フト云ベリ・・・」とある。「神祖」とはいまでもなく家康のことであり、この記載によると、本柄口留番所は万沢の口留番所とともに特に「御閑所」と呼ばれて、甲斐国山梨・巨摩・八代・郡内四郡の口留番所二十四カ所のうちでも、最も重要視された筆頭格の番所であったことが知れる。現に、江戸中期の「口留番所覚帳」の記載によると、「番所 武田梁五間 門 高壹丈五尺明壹丈壹尺くくり高八尺横四寸左右櫛 高七尺五寸右拾九間半左拾七間 置物突柱指保梁壹本突柱五本本楕早綱壹筋づ」とあり、その規模も通常の口留番所より一回り大きかったことがわかる。そしてまた、前記二十四口留番所のうち番人の置かれているのは、本柄・万沢・十島・鶴瀬だけで、他は村役として管理されていたといわれており、甲駿の国境に位置する本柄口留番所の重要性が偲ばれる。

写真は「本柄口留番所復元模型」の写真である。

これによつて見渡番所建物・御門・矢来など往時の口留番所全体の規模や模様を偲ぶことができ、そこにはまた、突棒・指保・鉄の三ツ道具や木縄・早縄なども備え付けてあつたはずである。入り鉄砲を嚴重に取り調べ、女改めを行ふなど、番所の勤めを怠りなく果たすべく、厳しく旅人を詮議し、荷物改めを行つた口留番所の往時の姿が彷彿とする。



古関口留番所跡

ふるせきくちどめ
ばんしょあと

古 関

32



古関口留番所は、旧中道往還が古間の本郷集落の民家の間を抜け、いよいよ道が寺川を廻り行し阿難坂(女坂)にさしかかると寺川左岸沿いにあったとされる。そこには今は草叢のなかに「古関口留番所跡」の標識が立つのみであるが、昭和四十一年(一九六〇年)九月二十六日の台風二六号によつて損壊流出してしまったまゝ、その場所に口留番所の遺構は残つたといふ。

この古関口留番所もまた古い時代からのもので、本柄口留番所と同じく、武田信虎から朱印状を与えられた西の海衆が警固にあたつたとされ、戦国時代の頃からこの位置が重要な交通上の要衝として重視されたいたことが知れる。

〔甲斐国志〕古跡部「中・古関 古関村」の項にも「…古ヨリ衛士ヲ置キシ處ナリ按ズルニ河内領モ古關ト云フ同名ノ口留番所リ本柄ハ兩道ノ会スル處ナレバ此二間所ヲ移シ置キナニ所ノ役替フル故ニ所共ニ古關ト呼ブト見ウタリ」とある。このように「古關」という地名は、河内領下郡町にもある「古關」といふ地名は、本柄に関所が設けられる以前そこに關所があつたため「古關」すなわち「古關」であり、上九一色村古關下部町古關の両古關とも本柄の重關故に「古關」と称されていたものと考えてさしつかえないよう思われる。

もちろんこの古關口留番所も、江戸時代における甲斐二十四口留番所の一つであり、「口留番所覚帳」中にも、「村役百姓番人武人宛 番所 武闘渠三間門 高九尺明九尺 左右櫓七尺五寸右拾參間左四間置物右同断(奥帷掛幕壹本づ半五升木檻半檻毛筋づ)」とある。古關口留番所は番所建物門矢來で構成され、村役として管理されていたことがわかる。しかし、その規模は本柄口留番所に比べれば小さく、他の口留番所と略同様規模の大きさの口留番所であったことが知られる。

古關口留番所が所在した場所は、今までそ山間の谷川沿いの一僻地のように思われるが、前記したように、江戸の昔、いやもうとこれより以前の昔から、口留番所前を通じる中道往還と、甲斐から駿河への最短道路として、軍事上からも経済上からも最も重要な道路であったことがわかる。



土橋大藏の石廟

どばしおくらの
せきびょう

上九一色村指定史跡

古
聞

33



土橋大藏は、武田時代に九一色郷上九一色村に居住した同地の名主であり、武田軍役衆の頭目である。ち、九一色衆十七騎の一人といわれた人物であり、古闇の本郷地内に屋敷を構えられたといわれる。「甲斐国志」も「同村一墓所屋敷鎮守ノ神等ノ事ヲ云伝」とし、本郷地内に「土橋大藏の屋敷跡」と伝えられる土地がある。現在、屋敷跡と伝えられるその土地は水田となりおり、その北側畦状の一角に石廟一基が祀られている。「土橋大藏の石廟」と伝承される石廟である。石廟は水田内の地にあった元墓域から今の場所に移されたといわれているが、いかにも古式でいかめしく、重厚な入母屋形式の石廟である。総高六三・〇センチメートル。安定感ある輪郭の形態など、いかにも時代を感じられ、堂々として完好であり、古様を示している。

県下における古い石廟としては、駿沢町諏訪間屋墓所石廟（元和元年一六一五・同八年一六二二年銘）。武川村実相寺石廟群中の一基寛永四年（一六一七）銘。長坂町清光寺・須玉町東漸寺各石廟・寛永六年（一六二九年銘）。長坂町大井ヶ森庵西方寺石廟寛永七年（一六三〇）銘などの在銘遺品がある。

「土橋大藏の石廟」は無銘ではあるが、それら在銘諸石廟より古懸を少し、造建の時期は桃山期まで遡るのではないかと推測される。

昭和六十年（一九八五年）、「土橋大藏の石廟」として村の史跡に指定されている。
長い年月を風雪に耐えて来た石廟の屋根や軸部の一部には亀裂が生じ、軒先端の一部にも欠損箇所が見当るが、補修によってよく旧態を留めているのは幸いである。この期石造遺品の比較的少ない上九一色村にとって貴重な文化遺産といえる。

注、「石廟」の「廟」とは祖先の墓を祀る場、「御靈廟」の意。「石廟」とは石造りの御靈廟を意味する。「石廟」も同じ。



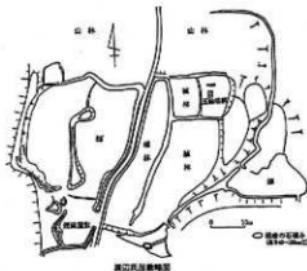
渡辺囚獄佑の墓

はかなべひどりのすけの

上九一色村指定史跡

本
柄

34



上九一色村誌（上九一色村指編委員会）による

渡辺囚獄佑「実名守」源五郎を名乗り、囚獄佑を称した。ちなみに、囚獄佑は官職名であり、職務の実体はない。

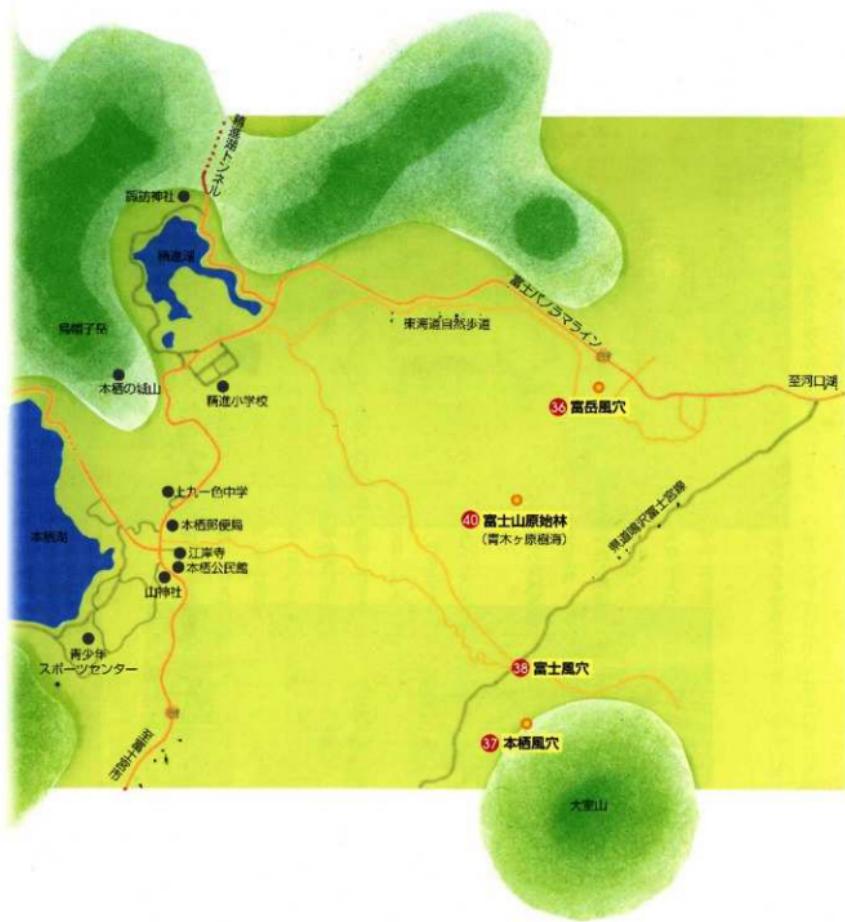
渡辺氏は、囚獄佑の祖父知の時から武田氏に仕え甲駿両国の境本柄に住して忠節を尽くしたといわれ、父柄の時代には信虎・信玄に仕え功あり、信玄から五十貫の知行を与えられている。囚獄佑守はその遺跡を承繼し、武田氏に仕えて国境本柄の警備にあたった。武田氏滅亡後の天正壬午年、篠川家康の甲斐入国に際しては、九一色衆十七騎を率いて甲駿往還の警固を承り、家康を無事新府に案内、取次をして本柄に戻り、北条勢とその手先の農民一揆を鎮圧した功績により、家康から旧領安堵を保証されるとともに、九一色衆の頭目としての立場を公認された。

その「渡辺囚獄佑の墓（上九一色村指定史跡）」は、本柄の城山から南に約一キロメートル、本柄東湖畔のいく分小高くなった場所にある。『甲斐国志』にも、「宅地八村並モテリ凡ソ一町許リ晶トナレリ乾ノ兩三墓所アリ五輪石塔六基銘ナシ」とあり、渡辺囚獄佑の屋敷跡と伝承されている。現在では畠や山林になっていて、培岩の石積みによっていつかは区分けされた比較的広範囲の地域である。

上図に示すように、虎口（出入り口）は屋敷の南西端部と考えられ、そのまま脇左側の石壁で異端された箇所が硝煙屋敷と伝えられる。通路は現状虎口付近から北側に向かって延び、屋敷内は石界によっていくつかの細長い部分に区分されている。北東隅の区域に五輪塔根基が祀られ渡辺囚獄佑の墓といわれている。五輪塔の形態から判断して中世末期から近世中期頃造建されたものと推定される。

培岩による石垣状の部分は、墓所の北東側にもつづき、屋敷跡と思われる地域はかなり広いが、その部分が渡辺氏の屋敷跡とどう関連する土地なのか屋敷跡としたらその範囲はどうするのが、その境界を明確にどうなることはむずかしい実情にある。

囚獄佑の墓といわれる五輪塔は、くずれかけた石垣積みの上にあり、あるいは地輪を欠き、あるいは地・水輪の上に他の塔の火輪や風・空輪を乗せるなど、どの塔も完好とはいえないが、五輪塔の祀られた樹木の生い茂る古木の根方は薄暗く荒れ果て、歴史の重みがひしひしと感じられる。



上九一色村内の 塔岩洞穴

かみくいしきぞんないの
とうがんどうけつ

「上九一色村内の塔岩洞穴」

「塔岩洞穴」とは一体何か。それは、火山が噴火し、流動性の大きい熔岩が流れる際、固まつた表面部のみを残して内部の熔岩が流れ去るために生じたトンネル状の横穴のことである。

富士山麓には、氷穴・風穴・御穴などの名で呼ばれる塔岩洞穴が多數分布する。その数は大小七十余個に達する。特に青木ヶ原熔岩流に沿う塔岩洞穴が多く、国の天然記念物に指定されている十四穴のうち八穴までがこれにある。上九一色村内に所在する

富岳風穴

本栖風穴

富士風穴

の三つの塔岩洞穴もそのうちの三つである。



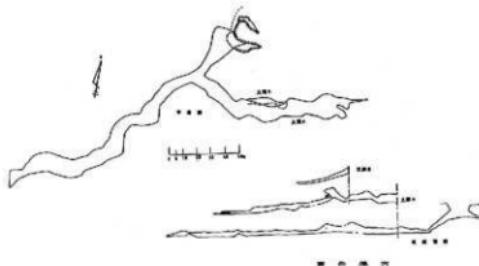
富岳風穴

みがくさうけつ

国指定天然記念物

精進・青木ヶ原

36



「山梨県の文化財 国指定編」(山梨県教育委員会)による

上九一色村大字精進字青木原五一四番地にあり、北緯三五度二八分二七秒、東經一三八度三九分三七秒の地点に位置する。

交通の便利なことは、この種の洞窟中第一である。しかも、付近には、「鳴沢氷穴」をはじめ、「竜宮洞穴」・「鰐蛇穴洞穴」等も存在することなどから、見学者もすこぶる多く、屈指の熔岩トンネルといえる。

風穴の総延長は、五八・七メートルで富士北麓の熔岩洞穴の中では中規模である。特に延長八〇メートル以上という大支洞を持つことも一つの特徴である。本洞の幅は四一・〇メートル、高さは二一・三メートルであるが、所によつては一・九メートルあるいは六メートルという所もある。本洞の底面はほぼ平坦であるが、支洞は落し石の岩塊のためきわめて凹凸に富んでいる。

洞壁の形状は、北側壁面の一部を除き、ほぼ全面にならうて熔岩棚が現れており、側壁面の熔岩が離れてできた熔岩棚タイプの洞穴といえる。

一方、支洞の方には、錐乳石面はほこんと落だし、錐乳石面の裏方の崩れ易いスコリア状熔岩の凹凸面が現れている。なお、本洞の最も奥部山梨県最古の鉱脈より奥には、本風穴の形成後さらに後から熔岩が流入し、それが見事な繩状熔岩長さ七メートル、幅二メートル前後を形成しており、これも本風穴の特徴の一つにあげられる。その他、夏でも大きな氷柱が見られ観光客を楽しませている。



本栖風穴

もとすふうけつ

国指定天然記念物

本栖・石塚

37

上九一色村大字本栖字石塚一五一一番地にあり、「富士

風穴」の西南方向約六五五メートルに位置する。

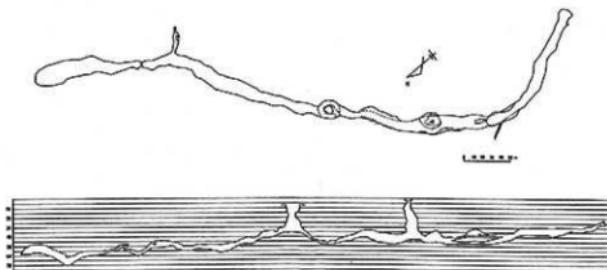
本風穴の所在地は青木ヶ原熔岩流の南西辺にあたり、

北に「一七度の傾斜を示す。

「本栖第一風穴」および「本栖第二風穴」以外に四風穴がある。第一風穴本洞の長さは四九四メートル前後で、

本洞の長さからみると富士北麓熔岩洞穴中でもきわめて長い方であるが、洞壁の形状は生成当時の原形をほとんど留めず、洞底には天井の墜落石塊が一面に散乱して危険である。しかし、本洞の中央部に二個のガス噴気出が存在する（縦断面図参照）ことは本風穴の特徴である。

本栖風穴第一



「山梨県の文化財 国指定編」(山梨県教育委員会)による



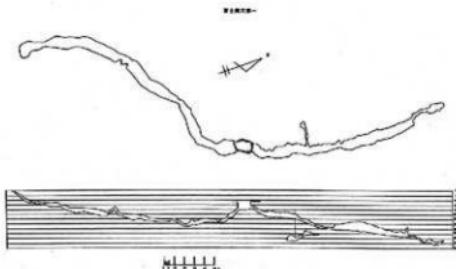
富士風穴

ふじかうけつ

国指定天然記念物

本栖・青木ヶ原

38



「山梨県の文化財 国指定編」(山梨県教育委員会)による

大室山北麓海拔一、一一・〇メートル、南都留郡鳴沢村からほば南西約四、一五〇メートルの地点、上九一色村大字本栖字青木原にあり、北緯三十五度二六分四九秒、東經一三八度三九分一九秒に位置する。

本風穴の所在地は青木ヶ原熔岩流の南辺にあたり、北に二、六度の傾斜を示す。

本風穴の総延長は、指定当時が二三〇メートル以上、小川孝徳氏の最近の測量によると五八一メートルと長い。また、洞底の幅も広く五、一〇メートル、天井も高く五メートル前後で、ほとんど直立のまま出入りできる規模の大きい熔岩洞穴である。なお支洞は西北に向かう小規模支洞一つで、全体としてはほぼ北四八度東にのびる単調な本洞からなる。

洞壁の形状は、一部崩壊により原形が崩れています。そこでは熔岩層と岩溶状熔岩層の互層が現れている。また、南北および東西に近い亀裂の発達する所もある。特に、本洞入口より約四〇メートル前後の地点では、天井に数条の亀裂があり、洞底には比較的新しい溶石とみられる熔岩塊が多量存在するが、この地点の地表部には精進川林道が通っており、木材を満載した車の通行はきわめて危険と考えられるから、道路変更等の処置をこうずる必要がある。

なお、多量の水を藏していることは数多い洞穴中富士風穴に及ぶものではなく、水柱は水晶宮のような美観を呈し、盛夏の時期でもまったく融解し尽くすことほとんどないという、まさに貴重な熔岩トンネルである。

「富岳」・「本栖」・「富士」の三風穴はともに昭和四年(一九二九年十一月十七日)、国の天然記念物の指定を受けている。

(注) 三風穴とともに「山梨の文化財 国指定編」(山梨県教育委員会 一九八九) を参照



精進の大スギ

(諏訪神社の大杉)

しょうじのおおすぎ

国指定天然記念物

諏訪神社 精進

39



精進湖の北畔、精進集落の諏訪神社前広場南西隅、旧精進小学校入口に精進の大スギはそびえ立つ。根幹部は、以前は石垣によって囲まれていたが、足和田台風（一九六六）以後土をかぶせて整地したため正しい測定はできないが、根元は北が高く南が低くその差は七〇・〇センチ、その高地面に沿つて水平に測った根元の周囲は二二・六〇メートル、一・五メートル上の幹周は一〇・二〇メートルと計測され、早川町湯島山王神社大スギの一・一メートルに次ぐ県下第二の太さを誇る。南側の低所から太い枝を三本出で、しっかりとした枝を四方に伸ばし、どうしりと構えた姿はいかにも老杉にふさわし。枝張りは東七・五メートル、西一一・三メートル、南一一・〇メートル、北八・五メートル、樹高四〇・〇メートルと計測され、樹勢も旺盛である。巨大な雄姿ははるか彼方から遠望でき、その姿は御神木にふさわしい威厳を示している。スギの巨樹としては県下において代表的なものであり、全國規模で語ても有数のスギの巨樹といえる。

昭和のはじめ三好学博士の注目するところとなり、昭和三年（一九二八）一月三十一日、国の天然記念物に指定され保護されている。

諏訪神社境内の社殿南側にもスギの大樹が數本立ちている。そのうちの一本が「諏訪神社の大杉」である。根元の周囲一〇・〇〇メートル、目通り幹周六・八七メートル、枝下六・〇メートル、樹高三八・〇メートル、枝張り東九・五メートル、西七・五メートル、樹高三八・〇メートル、枝張り東九・八メートル、西八・七メートルと計測される。県内には、目通り幹周七・〇メートルに近いスギの巨木が數本あるが、諏訪神社の大杉はそのうちの上位にランクされる。「精進の大スギ」のそばにあるのでそれはと目立たないが、注目すべきスギの巨木である。昭和六十年三月三十日、上九 色村の天然記念物に指定されている。

注 秋山鶴好「山梨の樹名木誌」（一九七四）参照



富士山原始林

ふじさんげんしりん

国指定天然記念物

40

富士山北麓精進登山道に沿う大原始林は、景観上からはもちろん、学術上からみてもその価値がきわめて高い。精進湖畔にあるこの原始林は通称「吉木ヶ原樹海」と呼ばれているが、そこから富士山五合目に向かって一大原始林がづいている。「吉木」とは針葉樹のことであり、冬でも葉をつけて青々としているところからこう呼ぶようになったのだと思われる。「吉木ヶ原樹海」は、中部日本では稀にみる壮大で見応えある豪晴らしい森林であり、付近の展望台からこの樹海を望むと、吉木ヶ原樹海の名稱通り緑の波打つ大海原が眼下に広がっている感がある。

この樹海は今から千百余年前の貞觀六年（六六四）、富士山の一角長尾山が噴火、熔岩は本栖・精進湖方面に流出、その一番の森林を焼つくして平らな熔岩台地ができあがり、やがてその熔岩上に地衣や苔が生えて草が茂り、灌木が侵入してきた森林が形成されたのである。

森林の樹種は、ツガ、コメツガ、ヒメコマツ、シラビソ、イラキミ、ブナ、フジサクラ、クロノヨゴなど多岐にのほる。故篠原博都留文科大教授の調査によると、植生構成は、高木層ではツガ七十七%、ヒキ二十%、その他十%で、針葉樹十六種、落葉広葉樹三十一種。低木層ではソヨゴ、クロソヨゴ、アセビキをはじめとする二十五種。草木層ではコケモモ、ツルシキミ、ツルアリドウシ、キッコウグマ、トガタクリをふくむ三十六種。コケ層ではミヤマハナグマほか四種の植物ではツルデマリほか二種。着生植物ではノキシノブほか八種をあげることができると述べられている。

その他奥庭原始林、弓射原始林などもあり、海拔二、五、五〇〇メートルではコメツガ、トウヒ、ヒメコマツ、シラビソ、オスラビソ、ウラジロモミ、カラマツなどの自然林がある。不思議なことに、山梨県内では、ある程度の海拔で必ず出現するハイマツがここには存在しないのが興味深いこととされている。また、この地域には火山地域である富士山固有のマメザクラ、フジオトギリ、フジタガザオ、フジカシヨマツ、オオサワトリカナド、メイゲツツソウなども見受けられる。

この富士山原始林は、山梨県に下駄された元御料林の一部であったもので、昭和六十一年（一九八一年）の国民体育大会に際し、ご来県になられた昭和天皇が親しく御視察になられたことがある。

大正十五年（一九二六年）の天然記念物に指定されている。

あとがき

「先人が創造してきた歴史と伝統・文化の象徴である文化財が見捨てられ、忘れざられて行く現代、消えゆく文化財を二十一世紀に生きる者へ伝えて行くがねばならぬ。」を目的に文化財保護活用協議会設置のもと、文化財財團作成部会が発足しました。

文化財冊子作成部会において検討を重ねた結果、私たちの念願でありました「上九一色村の文化財」がようやく発刊するに至ることができ、喜びとともにその責の荷をおろすことができる安堵感が先に立つ思いです。本書の発刊にあたり、執筆、写真撮影、ならびに本調査にご協力いただいた文化財所有者の方々に心から感謝を申し上げます。

文化財保護活用協議会委員

小林直人
伊藤一夫

桂川繁富
土橋良平

菅家達平
橋田彰二

佐野聰夫
河野喜代元

田中 實
伊藤かつよ

伊藤満三
熊谷義行

野沢 等
橋田光治(故)

江川 透
小林允尚(故)

監修者

渡邊貢市

山梨県史編さん文化財部会

山梨県文化保護指導委員会

山梨県郷土研究会・美術工芸部会理事

古跡研究会理事

小島 勇

史誌出版コンサルタント

上九一色村の文化財

平成十三年十一月二十五日発行

企画 上九一色村文化財保護活用協議会

発行 上九一色村役場

電話〇五五五一八八一二一一
山梨県西八代郡上九一色村古関一五八

印刷 有限公司 城南印刷

甲府市住吉五丁目三十号一七
電話〇五五五一四二一〇七〇

